

第 6 期雄武町総合計画

前期基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

推進状況報告書



令和 4 年 8 月
雄 武 町

政策目標 1 躍動感あふれる産業のまち・雄武

基本施策 1 農業の振興

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
農業生産額	64億円	71億円	未達成	75億円
農家戸数（生乳出荷）	53戸 (28年2月)	46戸	達成	44戸
新規就農戸数	0戸	0戸	未達成	2戸
農業生産法人数	6法人	17法人	達成	11法人
生乳生産量	37,884トン (24～28年度平均)	45,585トン	未達成	49,000トン

単位施策 1 土地基盤の充実

【基本方針】

関係機関と連携しながら、圃場の大区画化や農地の集約化、かんがい排水、草地更新など土地基盤整備を円滑に推進し、地域の収益性の一層の向上を図ります。

【主な取組事業】

農業振興地域整備計画管理事業
 営農用水施設維持管理事業
 基幹水利施設管理事業
 農地整備事業（畑地帯担い手支援型）
 国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区
 草地畜産基盤整備事業（公共牧場草地更新事業）
 団体営かんがい設備等普及促進事業

【現状（令和3年度末現在）】

国営緊急農地再編整備事業（雄武丘陵地区）や公社営事業の実施により、土地の区画拡大や土地基盤の整備が進められており、耕作放棄地の発生防止や再生が進められている。

【課題（令和3年度末現在）】

国営緊急農地再編整備事業（雄武丘陵地区）の実施により、農用地の造成、区画整理が計画的に行われており、農地の区画拡大が図られています。より一層、効率的な圃場管理が行えるよう、換地により集約化を図る必要があります。また、対象区域を町内全域として事業化を検討していく必要があります。

【評価結果】

国営緊急農地再編整備事業等の実施により、区画整理等の基盤整備が進められています。町の基幹産業である農業の生産効率の向上を図るためには、計画的な土地の基盤整備が必要であり、今後も重要な施策となっています。

【後期基本計画への方向性】

計画的な土地の基盤整備は、農業の生産効率の向上が図られるとともに、農業生産額の増加につながっています。今後も、より一層生産性効率化を図るため、換地等による流動化を進め、農地の集積・集約化を進めるため継続して実施するとともに対象圃場の拡大を検討する必要があります。

単位施策2 担い手（人・組織）の強化

【基本方針】

担い手（人・組織）の確保にむけて、北オホーツク農業担い手対策協議会を中心とした新規就農支援の強化を図るとともに、協業法人化への取り組み支援の継続と、雇用の拡大を図ります。また、地域を支える家族経営の支援も強化します。

【主な取組事業】

利子補給補助事業
酪農ヘルパー制度強化推進事業
新規就農者支援事業
農業経営改善等対策事業
農業生産規模拡大促進事業

【現状（令和3年度末現在）】

担い手対策協議会の設立により、担い手確保に対する体制強化が図られ、新規就農希望者への各種支援が行われています。また、新規就農者の受入に必要な研修牧場が令和3年度に整備され、令和4年度から研修生の受け入れを開始します。

【課題（令和3年度末現在）】

関係機関との連携により、新規就農への各種支援を行いましたが、新規就農には至っていません。また、令和3年度に整備された研修牧場から新規就農者を受け入れるための体制整備が必要となっています。

【評価結果】

農業経営改善対策事業及び農業生産規模拡大促進事業等の実施により、運営資金の負担軽減が図られ、経営環境の改善が図られています。

【後期基本計画への方向性】

新規就農への意欲高揚を図るためには、農業経営基盤の安定化・作業の効率化・農家の負担軽減を進めることが必要であり、農業委員会とも連携の上、今後も継続して実施する必要があります。

単位施策3 生産技術の向上

【基本方針】

酪農経営における適切な飼料給与や植生改善、飼養管理技術の向上、優良後継牛の確保など、既存の地域課題や、メガファーム化により生じる新たな課題に対する研究を進めるとともに、新技術の普及を図る取り組みを関係機関と連携しながら進めます。

【主な取組事業】

スマート農業推進事業

畑作構造転換事業

【現状（令和3年度末現在）】

牧草やデントコーンの生息状況調査や突発的な気象災害等に対する被害調査を関係機関と連携しながら実施するとともに、営農指導等の意見交換、情報共有を進め飼養管理技術の改善に努めています。また、畑作（種いも）においては、り病率の低い種子の導入により労働時間の短縮を図り、生産技術の向上に努めています。

【課題（令和3年度末現在）】

地域の課題に対する研究や開発された新技術の生産現場への普及を速やかに図る体制を整備する必要があります。また、近年設立された協業法人等について、安定経営が図れるよう支援を行っていく必要があります。

【評価結果】

各関係機関が保有している各種情報等について共有することにより、現状の課題に対する対応策等の協議が進められており、また、畑作（種いも）においては、り病率の低い種子の導入により労働時間の短縮を図り、生産技術の向上につながっています。

【後期基本計画への方向性】

飼養技術・生産技術の向上は、地域農業経営の安定化を図る上でも必要不可欠です。農業経営基盤の安定を図るためには、今後もスマート農業技術などの最先端技術の調査、研究を継続して進める必要があります。

単位施策4 安全・安心な農業の振興

【基本方針】

家畜排せつ物の適正処理とバイオガスのエネルギー利用の推進、畑作での土壌浸食防止対策や化学肥料低減対策の促進など、安全・安心な農業の振興に努めます。

【主な取組事業】

環境保全型農業直接支払制度

雄武地域バイオガス導入検討事業

【現状（令和3年度末現在）】

持続可能な循環型農業が展開されており、環境に十分な配慮をしながら、家畜排せつ物の有効利用が図られていますが、散布に関する労働力不足等により利用が十分に行われていないことから、バイオガスプラントの導入に向けて検討を行っています。また、畑作においては、緑肥の作付け等が行われており、化学肥料の低減が図られています。

【課題（令和3年度末現在）】

農家規模の拡大、担い手不足、従事者の高齢化の進行など、散布に関する労働力不足等により利用が十分に行われていないことから、バイオガスエネルギーとしての利用について引き続き検討を行う必要があります。

【評価結果】

環境保全型農業直接支払制度の実施により、化学肥料や化学合成農薬の低減が進み、地球温暖化防止が図られ、環境にやさしい循環型農業が推進されています。また、家畜ふん尿の利用が十分に行われていないことから、バイオガスプラントの導入に向けて検討を行っています。

【後期基本計画への方向性】

今後も引き続き環境保全を継続して進める必要があり、有効なエネルギー資源である家畜排せつ物の有効利用について、合わせて検討を進めることが必要となっています。また、安全・安心な農業に欠くことができない有機農業を積極的に推進していきます。

単位施策5 農業による地域の活性化

【基本方針】

快適な農村環境づくりを進めるとともに、加工品の研究開発や、学校給食、イベント等を通じた食育・地産地消などにより、地域の活性化につながる農業をめざします。

【主な取組事業】

畜産指導者育成事業
農畜産物を活用した食品の開発調査推進事業
多面的機能支払制度
畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）
中山間地域等直接支払制度

【現状（令和3年度末現在）】

雄武地域地場産品推進協議会においてイベントを開催し、町内で生産された韃靼そば等の販売のほか、試作メニューの開発などが行われています。また、そば打ち体験や親子レクの開催、給食への地元食材の無料提供など、食育、地産地消の取組みを進めていますが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響を受けイベント等の開催に至っていません。

【課題（令和3年度末現在）】

地域の活性化に向けた新たな付加価値を高めた製品開発やブランド化への取組みを進めるとともに、新たに策定を予定している食育計画の中で、地域の関係者が一体となった食育活動を支援し、地産地消の取組みを行うことが必要となっています。

【評価結果】

有機栽培などの実施により、付加価値を高めた農畜産物等の栽培がなされています。

【後期基本計画への方向性】

地域の活性化を図るため、雄武産農畜産物のブランド力の底上げは必要不可欠となっています。また、地域の共同活動に対する支援を継続し、地域資源の適切な保全を図り、農業・農村が有する多面的機能が適切に発揮できるよう支援を継続することが必要となっています。

基本施策 2 林業の振興

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
町有林・私有林の人工造林面積	107 ㍴ (25～28 年度平均)	88㍴ (30～3年度平均)	未達成	110 ㍴
町有林・私有林の除間伐面積	221 ㍴ (25～28 年度平均)	174㍴ (30～3年度平均)	未達成	240 ㍴
森林作業員数	14 人	14人	達成	14 人
町有林の素材売払金額	975 万円	395万円	未達成	690 万円
SGEC 森林認証取得面積	5,293 ㍴	5,303㍴	未達成	5,493 ㍴

単位施策 1 生産体制の強化

【基本方針】

福利厚生面への支援などによる担い手の確保を図るとともに、資源の循環利用による林業の成長産業化を図るため、森林施業の集約化、林業関連情報の整備、再造林等による適切な更新の確保や間伐等を引き続き実施していきます。森林の循環利用の促進を図るため、木材の生産・搬出に欠かせない路網の整備も併せて実施していきます。また、森林の適正な管理と付加価値向上を図るため、私有林における森林認証「SGEC（PEFC）との相互認証」のさらなる取得を促進し、地域森林の一層のブランド化と住宅や公共施設での地場産材の普及に努めます。

【主な取組事業】

町有林整備事業
 豊かな森づくり推進事業
 森林認証取得管理事業
 森林整備推進事業
 森林整備担い手対策推進事業
 林業担い手対策事業
 野ねずみ駆除事業
 新規狩猟者確保対策事業
 認証林を育む森づくり促進事業
 林地台帳整備事業
 森林環境譲与税活用事業

【現状（令和3年度末現在）】

本町の森林は、伐採適期の森林が増えてきています。森林育成・保育を推進しながら、森林資源の循環利用を促進するための施策を実施している他、木材等の付加価値向上を図るため、森林認証の取得を促進させる取組みを行っています。

【課題（令和3年度末現在）】

本町の森林資源は利用段階を迎えていますが、収入依存度の低下や中山間地域の過疎化と後継者不足等により、森林所有者の経営意欲の低下、所有者不明森林の増加が発生しています。適切な森林整備を行っていくためには、木材の付加価値向上や森林環境譲与税を活用した支援により、森林所有者の負担軽減等を行っていく必要があります。

【評価結果】

間伐事業や造林事業を充実させながら、生産体制の強化が図られています。

【後期基本計画への方向性】

適切な森林整備は、林業生産力の向上の他、環境保全が図られるなど公益的機能の発揮につながるものであり、継続して実施する必要があります。また、適切な森林整備を実施するため、森林環境譲与税を活用し地域の実情に応じた森林整備事業等を着実に進める必要があります。

単位施策2 多面的機能の発揮

【基本方針】

森林の多面的機能を発揮させるため、北の魚つきの森の育成などによる上下流の生態系循環の確保や、水源涵養・災害防止につながる治山事業の推進、公共建築物等における木材利用の推進、森林体験の拡大、特用林産物やバイオマスの活用などを進めます。加えて、これらの事業などを推進していくための林業施策に充てられる財源となる森林環境税の動向にも注視していきます。また、農林水産業の均衡ある発展のため、猟友会などの関係団体と連携し、ヒグマ、エゾシカ等の有害鳥獣被害防止の取り組みや、新規狩猟免許取得の支援を推進します。

【主な取組事業】

生活環境保全林維持管理事業

林道維持管理事業

みどりと親しむ町民のつどい

森林認証取得管理事業（再掲）

新規狩猟者確保対策事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

地域住民が活用できる生活環境保全林等の保安林については、適切な維持管理により林内環境を良好に維持することで、森林の多面的機能の発揮につながっています。

【課題（令和3年度末現在）】

自然とのふれあいや環境問題への関心が高まっている現状にありますが、育樹祭等の参加者増につながっていないことから、イベント参加者増への取組みを行い、みどりに対する意識高揚を図っていく必要があります。

【評価結果】

森林の環境保全や治山事業（保安林改良）の実施により、森林の多面的機能の発揮と持続可能な循環利用が図られています。

【後期基本計画への方向性】

森林は国土の保全や水源の涵養等公益的機能を有しており、適切な維持管理は森林の多面的機能の発揮につながることから、今後も継続して実施する必要があります。

基本施策3 水産業の振興

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
漁業生産額	48 億円	72億円	達成	70 億円
ホタテ生産量	11,266 トン (25～28 年度平均)	18,582トン (30～3年度平均)	達成	18,000 トン
サケ・マス漁獲量	3,064 トン (25～28 年度平均)	1,893トン (30～3年度平均)	未達成	2,200 トン
漁業経営者数 (雄武漁協組合員数)	108 人	109人	達成	108 人

単位施策1 水産資源の保護・増大

【基本方針】

漁協などと連携しながら、貝殻散布や有害生物駆除などによるホタテ漁場の安定化、藻場造成による餌料環境の向上を図り、コンブ、ウニや根付魚類など水産資源の増大を図ります。また、カニ類などの資源管理を徹底するとともに、ホタテ稚貝放流やナマコの増殖試験調査などの取り組みを進めます。

【主な取組事業】

なまこ増養殖事業

海岸漂着物等処理事業

【現状（令和3年度末現在）】

ホタテは、漁場の正常化から水揚量は増加傾向にあるほか、ナマコは増養殖試験や漁業者が行う資源管理の取組みにより、資源量回復の兆しが見えてきています。また、一方では、サケ・マスや毛ガニの水揚げは好不漁を繰り返す不安定な状況となっています。

【課題（令和3年度末現在）】

試験研究機関との連携や漁業者による資源管理を継続実施していますが、海洋環境の急激な変動に対応するため、水産資源の生態を解明するなど、さらなる増養殖技術の向上を図る必要があります。

【評価結果】

水産業の振興に必要となる資源充実化により、生産体制の強化が図られています。

【後期基本計画への方向性】

「つくり育てる漁業」の推進は、現在の水産業振興の基軸となるものであり、地域経済全体の影響力も大きいことから、水産資源の保護・増大に関する施策が必要であり、今後においても継続して実施する必要があります。

単位施策2 経営基盤の強化

【基本方針】

漁協などと連携し、担い手の育成・確保に努めるとともに、制度融資など経営体の経営安定につながる取り組みを進めます。また、国・道と連携しながら、安全で安定した操業と生産性向上にむけ、元稲府、雄武、沢木、幌内の各漁港及び関連施設の整備を進めます。さらに、海難事故防止対策を充実するとともに、遊漁との共存ルールを徹底します。

【主な取組事業】

水産物供給基盤機能保全事業
幌内地区（幌内漁港）水産生産基盤整備事業
沢木地区（沢木漁港）水産流通基盤整備事業
漁業近代化資金利子補給事業
漁業経営健全化促進資金利子補給事業
水産冷蔵施設機器更新事業
水産廃棄物処理料軽減対策事業
水産廃棄物処理緊急改善対策事業資金利子補給事業
産業団体職員等福利厚生施設整備事業
水産廃棄物処理緊急改善対策事業

【現状（令和3年度末現在）】

水産業全体の経営基盤強化を図るため、各種支援対策を実施しているほか、各漁港におけるそれぞれの機能性に応じた整備を行っています。また、衛生管理の強化や安全操業を目的とした沢木漁港の整備も進められており、生産拠点港の増加に伴い生産性の向上が期待できます。

【課題（令和3年度末現在）】

安全操業のための漁港内外の静穏対策や衛生管理施設の充実など、漁港の整備促進が必要となっています。また、水産加工業においては、水産廃棄物処理に対する取り組みを強化するなど、処理コストの低減や環境保全対策の強化による経営基盤の強化を図る必要があります。

【評価結果】

水産業は町の基幹産業であり、関連産業への波及効果も大きく、その根幹を成す経営基盤の強化を図ることは、地域経済全体の活性化につながるものです。

【後期基本計画への方向性】

地域経済の振興を図るためには、経営基盤の強化施策が必要であり、今後においても継続して実施する必要があります。

単位施策3 消費流通対策の拡大

【基本方針】

漁協のEU・HACCP認証取得にむけた取り組みを促進するなど、水揚げから加工・流通に至る衛生管理や鮮度・品質の保持を地域ぐるみで進め、雄武ブランドの付加価値を高めます。また、効果的な販売戦略を創意・工夫し、消費の拡大につなげます。さらに、消費者に対する理解をさらに深めるために、水揚げや水産加工の見学・体験、漁港でのソフト的な取り組みなども展開していきます。

【主な取組事業】

幌内地区（幌内漁港）水産生産基盤整備事業（再掲）

沢木地区（沢木漁港）水産流通基盤整備事業（再掲）

水産物供給基盤機能保全事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

漁港において、原魚の鮮度向上に必要となる衛生管理型施設が順次整備されたことにより、水産加工品の一層の品質向上が図られ、海外需要の拡大も期待できます。

【課題（令和3年度末現在）】

雄武ブランドの更なる付加価値の向上が図られていることから、町内加工場のEU・HACCP認証取得推進も視野に入れるとともに、海外輸出の促進のための取り組みが必要となっています。

【評価結果】

水産業の振興を図る上で、消費・流通対策は生命線的役割を担っており、雄武ブランドの推進による効果も大きいことから、地域経済全体の活性化につながるものであり、効果的な販売戦略を展開していく必要があります。

【後期基本計画への方向性】

水産業は町の基幹産業の一つであり、水産加工業をはじめとした関連産業への波及効果も大きく、地域経済の振興を図るためには、消費・流通対策の拡大に関する施策が必要であり、今後においても継続して実施する必要があります。

基本施策 4 商工業の振興

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
製造品出荷額等 (食料品+その他)	148 億円 (平成 26 年)	152億円 (令和2年)	未達成	155 億円 (令和 2 年)
建設業就業者数	249 人 (平成 26 年)	213人	未達成	250 人 (令和 2 年)
年間商品販売額	47 億円 (平成 26 年)	48億円 (平成28年)	未達成	50 億円
サービス業就業者数	572 人 (平成 26 年)	569人	未達成	580 人 (令和 2 年)
空き店舗を活用した新規創業者数	0 件	0件	未達成	2 件

単位施策 1 事業所の体力づくりへの支援

【基本方針】

商工会等と連携し、町内企業の技術開発や情報化・近代化、環境対策などへの指導や経済的支援を進めるとともに、小規模事業者創業、異業種参入、ソーシャルビジネス化など、多様なビジネス展開を支援していきます。また、ふるさと応援寄付金（ふるさと納税）などによる新たな需要の掘り起こしを一層推進します。

【主な取組事業】

商工業振興事業

中小企業等振興事業

商業活性化推進事業

小規模企業者創業支援事業

新型コロナウイルス感染症対策「地域元気応援券」事業

新型コロナウイルス感染症対策経営支援補助事業

商店街等新型コロナウイルス感染予防対策支援事業

ふるさと応援事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

商業・サービス業は、近隣市への大型小売店や通信販売などへの流出が多く、依然として経営環境は厳しいが、融資制度による支援や中小企業等振興事業を活用し、生産性向上等を目指した施設改修等が活発化しています。また、創業支援事業を制定しており、毎年事業が活用されています。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症による影響を緩和させるための諸施策を講じています。

【課題（令和3年度末現在）】

商業においては、町内の商店数が減少している中、町内での購買意欲の向上や新規創業による活性化が必要です。また、製造業においては、高品質な製品の堅実な生産と付加価値を向上させ、地場産業として継続・発展させていくことが必要です。新型コロナウイルス感染症は終息が見込めず、当面は、各種施策による支援が見込まれます。

【評価結果】

現状の経営環境から判断し、商工会や中小企業者等へ継続的な支援をすることによって、一定程度の経営安定化が保たれており、地域の活性化につながりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための事業者支援も、状況を把握しながら適時に適切に行いました。

【後期基本計画への方向性】

景気動向にもよりますが、人口減少等もあり、事業者の経営環境は今後においても厳しいことが予想されることから、継続して各種施策を実施していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響による支援にも意を配し、安定した事業経営をサポートしていく必要があります。

単位施策2 商店街の活性化と買い物環境づくりの推進

【基本方針】

日常の食材、日用品等の購入に欠かせない地元商店の振興を図るとともに、商工会と行政が連携し、買い物環境づくり（空き店舗の活用、拠点販売による買い物が不便な地域の解消など）を推進します。

【主な取組事業】

ふるさと夏まつり盆踊り大会補助事業
地域交流センター管理・清掃業務委託事業
大通り商店街協同組合街灯費補助事業
地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業
地域交流センター整備事業
空き店舗活用事業

【現状（令和3年度末現在）】

人口減少と高齢化が進む中、拠点販売事業で買い物環境向上と福祉とコミュニティ機能の充実に取り組んでおり、空き家店舗を利用した高齢者向けのサロンの提供と新規創業を目指した短期チャレンジショップの提供をしてきましたが、令和2年度以降はコロナ対策として未実施や規模縮小など制限を余儀なくされました。

【課題（令和3年度末現在）】

商店街の活性化を図るため、関係機関と連携して地域の拠点における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業や空き店舗活用事業を展開していますが、効率的かつ利便性の向上を検討していく必要があります。

【評価結果】

商店街の活性化と買い物環境づくりの推進は、町民が生活していく上で、重要な環境づくりであることから、継続して支援してきました。

【後期基本計画への方向性】

町民が安心して生活する上で、商店街の活性化は必要不可欠であり、今後も継続して実施する必要があります。

単位施策3 勤労者の就労環境の向上

【基本方針】

就労対策における、就労環境の向上や雇用の確保などを関係機関に働きかけていきます。

【主な取組事業】

勤労者雇用促進事業

【現状（令和3年度末現在）】

雇用情勢については、幾分の改善が見られますが、通年雇用が確保できない季節労働者を対象に冬期雇用対策を行っています。また、広域的な通年雇用対策も行っているものの、抜本的な雇用対策の検討が必要となっています。

【課題（令和3年度末現在）】

季節労働者の就労環境においては依然として厳しい状況であり、通年雇用の促進増につながる施策が必要です。また、高齢者や障がい者の雇用、子育て期の就労環境向上等、多様な対策も求められています。

【評価結果】

冬期就業における雇用促進を行っており、本施策により一定の効果を上げています。

【後期基本計画への方向性】

雇用情勢については、引き続き厳しい状況であるため、今後においても継続して実施する必要があります。また、雇用安定に必要な住環境の整備も進めます。

基本施策5 観光業の振興

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
年間観光入り込み客数	104,000 人 (24～27 年度平均)	90,475人 (30～3年度平均)	未達成	120,000 人
紋別空港利用助成制度による観光客等人数（町内宿泊施設）	1,980 人	1,291人	未達成	2,200 人
観光イベント参加者数	18,000 人 (27 年度)	0人	未達成	20,000 人

単位施策1 雄武観光の売り込み

【基本方針】

観光マスタープランを推進するとともに、近隣市町村、道、旅行会社などと連携しながら、日の出、流水、海岸、牧歌的景観、神門の滝、イナシベツの滝などの自然、第一次産業の恵みがもたらす食を中心に、各種フェアへの参加やSNSなどの情報ツールにより、全道・全国に雄武観光を売り込みます。また、都市部の居住者の好奇心や探究心に応える雄武ならではのストーリーやエピソードを整理し情報発信します。

【主な取組事業】

ホテル日の出岬施設整備事業
 ホテル日の出岬運営支援事業
 産業観光まつり運営助成事業
 観光協会運営助成事業
 観光PR事業
 雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

町や観光協会を通して情報発信やPR活動を継続して行っていますが、この2年間では新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛傾向が長引き、旅行者の減少やイベントの中止でこれまでにない入込数の下落となっています。

【課題（令和3年度末現在）】

ウィズコロナが日常となりつつある中、観光業、商工業では特に感染対策と呼び込みの両面を充実させ展開する必要があり、観光協会とも更なる連携を図り、魅力ある観光地づくりに取り組むことが重要となっています。

【評価結果】

各媒体での情報発信に努めているところであり、本町の魅力PRをあらゆる事業を通して行っていますが、イベントの中止など新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となっています。

【後期基本計画への方向性】

観光の売り込みについては、魅力化、認知化、観光客ニーズの分析等、引き続き各種施策の継続が必要であり、効果的な情報発信に努める必要があります。

単位施策2 雄武観光の魅力化

【基本方針】

自然鑑賞、農・水産加工などの体験メニューを「ホテル日の出岬のオプション・ツアー」として企画するなど、潜在的な観光資源の発掘・魅力化による滞在型観光の取り組みを展開し、グリーンツーリズム・マリンツーリズムとしてのアクティビティ化をめざします。また、町民の協力を得ながら、集客につながる地域イベントの充実を図るとともに、通年型土産品としての水産加工品やダッタンそば関連商品等の生産増強に努めます。

【主な取組事業】

観光施設維持管理事業

メモリアル広場等維持管理事業

サンライズ王国運営助成事業

日の出岬整備事業

雄武町オホツク紋別空港利用促進助成事業（再掲）

観光協会運営助成事業（再掲）

観光PR事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

観光協会と連携し、日の出岬を中心とした観光施設の魅力を発信するとともに、老朽箇所の維持補修等を行っています。

【課題（令和3年度末現在）】

基本方針にある観光資源の発掘・魅力化による滞在型観光への促進を検討する必要がある、現在進めている新たな取り組みに向けた検討を継続する必要があります。また、雄武町観光マスタープランの検証も行い、次期計画の策定に取り組みます。

【評価結果】

日の出岬を中心に魅力ある観光の事業展開を図っており、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響による入込数の落ち込みや制限があるものの、この中においても観光客増加につなげる施策を行ってきました。

【後期基本計画への方向性】

各関係機関との連携を強化し、団体、企業、生産者等を巻き込んだ事業展開を図る必要があります。また、観光協会を中心とした体験型ツアーの企画や旅行会社と連携したツアーなどの企画、新イベントの実施等により観光客増加を目指す必要があります。

単位施策3 おもてなし力の強化

【基本方針】

宿泊・物販・飲食の各施設では、きめ細かな心づかい、外国語対応など、おもてなし力の向上を図ります。観光振興の主要な担い手である観光協会、ホテル日の出岬を中心に、観光に携わる人材の育成、組織の強化、広域観光による観光の質を高めます。

【主な取組事業】

新イベント研究事業
ホテル日の出岬施設整備事業（再掲）
ホテル日の出岬運営支援事業（再掲）
産業観光まつり運営助成事業（再掲）
観光協会運営助成事業（再掲）
観光PR事業（再掲）
観光施設維持管理事業（再掲）
メモリアル広場等維持管理事業（再掲）
サンライズ王国運営助成事業（再掲）
日の出岬整備事業（再掲）
雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

観光客など来町者に安心して滞在、また、ホテル日の出岬を中心に満足してもらえるよう、観光施設の整備やイベントを通じながら、おもてなしの対応を心がけています。また、情報発信もわかりやすさを意識し、観光振興の要である観光協会と連携して進めています。

【課題（令和3年度末現在）】

観光協会を中心に観光に携わる人材の育成や組織の強化を図り、外国人に対する対応やおもてなしの向上を図る必要があります。また、ウィズコロナとして、これまで以上に安心して滞在ができるよう、町内全体での取組みを推進していくことも求められています。

【評価結果】

各種イベントを通して接客マナーの向上等のソフト面は一定程度定着されていますが、観光に携わる人材の育成や組織の強化につながっていません。

【後期基本計画への方向性】

特に観光に関しては、おもてなし（ホスピタリティ）は極めて重要なものであり、イベント・環境・人のすべてに満足することがリピートにつながるため、新たな取組みを行う際にはおもてなしをセットとして取り組んでいくことを推進します。

政策目標 2 安心感の持てる福祉のまち・雄武

基本施策 6 保健・医療の充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
40～74 歳の内臓脂肪症候群の該当者・予備群の率	21.5%	37.1%	未達成	20%
特定健康診査の受診率	32%	28%	未達成	40%
健康づくり事業の参加人数	2,394 人	1,320人	未達成	2,500 人
乳幼児健診の受診率平均	99%	100%	達成	99%
育児不安を感じる親の割合	12.2%	20.6%	未達成	10%
救急告示医療機関認定数 (国保病院)	1 箇所	1箇所	達成	1 箇所

単位施策 1 疾病の予防と健康の増進

【基本方針】

生活習慣病患者やその予備群の減少にむけ、一次予防に重点を置き、保健指導や栄養指導を効果的に行うとともに、特定健診や各種がん検診などの保健事業により、20 代からの病気の早期発見、早期治療、重症化の予防を促進します。

【主な取組事業】

歯科保健事業
 食育推進事業
 地域保健予防事業
 がん予防対策事業
 感染症予防事業
 新型コロナウイルス感染症検査費助成事業
 特定健診・特定保健指導事業
 国民健康保険保健事業
 新型コロナワクチン接種推進事業
 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業

【現状（令和3年度末現在）】

各種健診の受診率が目標に到達していない状況ですが、町広報紙や町公式ホームページでの情報発信に加え、母子保健事業の対象者及びその家族に望ましい生活様式や食生活について情報提供するなど、一次予防等について普及啓発を行いました。

【課題（令和3年度末現在）】

健診受診率の向上対策として、未受診者への個別訪問等を通じた実態把握を行い、受けやすい健診体制の構築が必要となっています。

【評価結果】

特定健診の受診率向上が課題となっていることから、若い頃からの健康づくりや健診受診を習慣化してもらうため、長期的な視点で工夫を重ねながら各種事業を展開し、健康への関心を高める取組みを実施しました。

【後期基本計画への方向性】

特定健診の受診率向上のため、データ分析に基づく効率的な周知・勧奨について準備を進めており、今後もこうした工夫を継続するとともに、町民に対する各種健診の重要性の周知を強化し、町民の健康維持・増進に努めていきます。

単位施策2 親と子の健やかな成長の支援

【基本方針】

妊娠・出産期や思春期・更年期等の健康の増進と、乳幼児の疾病や障がいの早期発見、さらには育児不安の軽減を図るため、母子保健や女性の健康支援の取り組みを推進します。

【主な取組事業】

- 母子健康包括支援センター事業
- 地域保健予防事業（再掲）
- 感染症予防事業（再掲）
- 歯科保健事業（再掲）
- 食育推進事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

子育て世帯における町外出身や共働き家庭の割合が増加傾向にあり、子育てに関する親の負担感が高まっています。母子健康包括支援センターの設置により、地域の支援体制強化やサービスの充実を図り、子育てのしやすい環境づくりを目指しています。出生数が年々減少している一方で相談件数は増加しており、個別支援の重要性が高まっています。

【課題（令和3年度末現在）】

親の子育て負担の軽減や子どもの健やかな発育・発達のためには、地域で子どもを育てる環境づくりが重要となることから、相談機会の確保や関係機関との連携のもとで各種事業等を展開し、引き続き子育て支援に対する全町的な普及啓発を図っていくことが必要となっています。

【評価結果】

各事業への参加率・利用率は高い状態を維持しているほか、支援を必要とする方に対して適切な支援が提供できており、子育てのしやすい環境づくりが進んでいます。

【後期基本計画への方向性】

すべての妊産婦、親子が切れ目のない必要な支援を受けることができるよう、相談窓口の機能充実や関係機関との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりの推進とその情報発信に努めていきます。

単位施策3 「産みたい」希望の実現

【基本方針】

不妊相談や一般不妊検査・治療にかかる費用の助成、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行い、「産みたい」希望を実現し、若者定住につなげます。また、赤ちゃんの20人に1人が体外受精児という時代を迎えており、妊娠を希望する夫婦が「妊活」をあきらめることがないように、支援の強化に努めます。

【主な取組事業】

母子健康包括支援センター事業（再掲）

地域保健予防事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

不妊相談や一般不妊検査・治療への補助のほか、不妊治療のため医療機関への通院する際の交通費の一部助成も開始しました。また、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等も引き続き助成しており、「産みたい」希望に対する経済的負担の軽減を通じて若者定住につなげています。

【課題（令和3年度末現在）】

妊娠を希望する夫婦がその希望をあきらめることがないように、引き続き支援を継続していく必要があります。支援があることを知らない町民が多数いることから、周知方法等の工夫や相談等を通じた支援希望の把握に努める必要があります。

【評価結果】

各種支援により「産みたい」希望が実現している他、各種支援や相談を通じて妊娠後も出産・子育て支援にまでつながる切れ目のない支援ができています。

【後期基本計画への方向性】

支援があることを知らない町民がいることから、支援内容の周知に努めていくとともに、相談しやすい環境づくりの整備が必要となっています。

単位施策4 メンタルヘルス対策の推進

【基本方針】

メンタルヘルスの維持向上をめざし、個人のストレス対処能力や地域での見守り支援が強化できるよう取り組みを推進します。

【主な取組事業】

こころの健康づくり支援事業

【現状（令和3年度末現在）】

現代社会においては、こころの不調を感じる人が全国的に増加している傾向にありますが、コロナ禍により状況が悪化しています。こころの不調を抱える町民が適切に対処できるよう、専門的な相談先の周知やこころの健康を保つための情報発信などメンタルヘルス対策を実施しています。

【課題（令和3年度末現在）】

こころの不調は誰にでも起こりうることであることから、早期に不調に気付ける環境づくりが重要となります。地域のあらゆる場面における普及啓発を通じて、メンタルヘルス対策に対する幅広い町民からの理解と全町的な支援の環境づくりが重要となっています。

【評価結果】

ストレス等によるメンタルの不調は、平時においても誰にでも起こる可能性があります。コロナ禍により何らかのストレスや不安を抱えている状況が続いています。感染症拡大防止のため様々な制約がある中で、メンタルヘルスの維持向上のため情報発信や普及啓発に努めています。

【後期基本計画への方向性】

各種啓発や特定健診時に実施するアンケート調査などに加え、今後は町いのち支える計画に基づき、地域や事業者が何をすべきかを明確にし、あらゆる場面で「気づきの目」を増やし、地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。

単位施策 5 地域医療の確立

【基本方針】

わが町の地域状況や医療制度改正等に適切な対応を図っていくため、配置基準等に応じた医師及び医療技術者の充足数の確保とともに、その他必要とされる医療体制確保に向け、適切な人的配置や計画的な物的整備を推進します。また、2 次医療を担う広域紋別病院をはじめ、近隣病院や診療所との医療連携を進めるとともに、国保直診病院として地域包括ケアの推進を図ります。

【主な取組事業】

医師・保健医療技術者修学資金貸付事業

広域紋別病院企業団運営事業

訪問看護事業

医師確保対策事業

病院情報ネットワーク整備事業

医療機器整備事業

医療従事者確保対策事業

病院環境整備事業

医療従事者用住宅整備事業

【現状（令和 3 年度末現在）】

町内では病院とクリニック各 1 施設が開設されており、公立の医療機関である雄武町国民健康保険病院は救急告示医療機関として 24 時間体制で傷病者の受け入れ体制を構築し、町民の安心を確保するとともに、地域の高齢者を支える地域包括ケアの推進に向け、地域包括ケア会議に参画するなどの取り組みを行っています。西紋別地域市町村が共同で運営する広域紋別病院は、地域の基幹病院として二次救急、周産期、小児・精神医療などを担っています。このような中で、国は地域医療構想の実現に向け、持続可能な医療体制を確保すべく公立病院の経営強化を求めています。

【課題（令和 3 年度末現在）】

地域性から医師や医療従事者の確保が難しい。高齢化や人口減少が急激に進む中で、将来的に地域医療を維持していくためには、近隣医療機関との連携の重要性が増してきています。

【評価結果】

医師確保対策事業の実施により関係機関との連携による医師派遣を受け、救急告示医療機関としての役割を果たすことができています。地域住民が安心して暮らせるまちづくりのためにも引き続き各種事務事業を進め、地域医療体制を維持していく必要があります。

【後期基本計画への方向性】

運営の根幹となる医師をはじめ、医療従事者の確保は本町のみならず過疎地域にとって大きな問題です。地域における医師の確保が地域包括ケアシステムのさらなる推進にも大きく影響することから、引き続き事務事業を進め、地域医療体制を確保していきます。

基本施策 7 高齢者支援の充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
高齢者が生きがいを持って生活している割合	80.8%	54.7%	未達成	85.0%
介護予防・日常生活支援総合事業の年間利用者数（実人数）	50 人	58人	未達成	60 人
生活支援コーディネーターの人数	0 人	1人	達成	1 人
認知症サポーターの人数	328 人	434人	未達成	500 人
居住系介護保険サービスの施設の検討	内部検討	内部検討	未達成	検討実施

単位施策 1 安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

町（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、健康推進課、福祉給付課）、介護サービス事業所、医療機関の人材の育成・確保を図り、地域住民と連携しながら、いつまでも安心して暮らせる「地域包括ケア」を推進します。高齢者一人ひとりの生活課題を的確に把握し、地域ケア会議等を通じて情報共有を図り、見守りや日常生活支援に努めるとともに、介護サービスについては、重度要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、状態の改善、重度化予防を目指す自立支援型介護の推進、認知症本人主体の介護の推進を図ります。また、居住系介護保険サービス基盤の整備について、検討を進めます。

【主な取組事業】

特別養護老人ホーム等整備事業

老人福祉施設措置費

高齢者支援事業

高齢者福祉施設整備調査事業

遠隔地通院支援事業

地域支援事業

居宅介護支援運営事業

介護予防支援運営事業

地域包括支援センター運営事業

【現状（令和3年度末現在）】

地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議や介護サービスの事業者を参集したサービス担当者会議において、様々な視点からの意見を聞き、支援の必要な高齢者に対して、町内資源の中でその人にあった介護サービス等の提供に努めています。

【課題（令和3年度末現在）】

本格的な地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係者とのさらなる連携を図る必要があります。また、いつまでも雄武町で暮らしていけるよう、引き続き居住環境の必要性を検討し、施設形態及びその時期等を含めた検討を進める必要があります。

【評価結果】

本施策は、地域ケア会議等を定期的に開催することで、関係者の情報共有が図られ、必要な方へ支援することができました。地域包括ケアシステムの構築は段階的に進めていますが、仕組みづくりには時間を要しています。

【後期基本計画への方向性】

いつまでも住み慣れた雄武町で暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、必要な居住環境の検討を引き続き進めていく必要があります。

単位施策2 いきいきと活躍できるまちづくり

【基本方針】

高齢者が、いきいきと地域で活躍することで健康寿命の延伸につなげられるよう、福祉部門だけでなく生涯学習や産業分野とも連携しながら、老人クラブの活性化、自身が持つ技能や知恵を地域住民に伝える仕組みづくりや、外出しやすい環境づくりなどに努めます。

【主な取組事業】

敬老祝事業

福祉団体運営補助事業（再掲）

高齢者支援事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

令和4年1月1日現在の本町での高齢化率（日本人のみ）は、65歳以上が35.6%となっており、改正高年齢者雇用安定法により70歳までの就労機会の確保措置が努力義務化され、労働力確保のほか高齢者の活躍場面の拡大が求められています。

【課題（令和3年度末現在）】

高齢者が持つ技能や知恵を活かせる場所づくりを強化し、互いに大きな成果に結びつく仕掛けづくりが必要です。

【評価結果】

高齢者自らが生きがいを見つけるために行う各事業は、政策目標達成のために効果的でした。さらに多くの高齢者が生きがいを見出せるような仕組みづくりが必要です。

【後期基本計画への方向性】

引き続き、高齢者が活躍することで生きがいを持って生活できるように施策を継続していきます。また、人材確保につながるよう社会福祉協議会等と連携し、技能者登録制度の創設に向けた具体的な協議・検討を行っていきます。

基本施策 8 子育て・子育ての充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
保育所利用率	69% (27年度)	66.2%	未達成	70%
児童センター利用者数	66 人/日	45人/日	未達成	70 人/日
子育て支援センターの利用件数	3,226 件 (24～28 年度平均)	2,565件 (30～3年度平均)	未達成	3,250 件
子育て支援（保育所・児童センター）の満足度	40.2%	15.3%	未達成	45%
子育て支援（上記以外）の満足度	30.5%	13.8%	未達成	35%

単位施策 1 就学前保育・教育の充実

【基本方針】

保育所（こども園）や児童センターの放課後児童クラブにおいて、自然体験や多世代交流などを積極的に採り入れた保育・教育を推進するとともに、低年齢児保育や一時保育など多様な保育ニーズへの対応に努めます。

【主な取組事業】

放課後子どもプラン推進事業
 児童ふれあい交流促進事業
 入所児童通所事業
 一時預かり事業
 保育所地域活動事業
 保育所給食調理業務委託事業
 障がい児・低年齢児保育事業
 保育所児童フッ化物洗口推進事業

【現状（令和3年度末現在）】

保育所全体の入所児童数は出生数とともに減少傾向にありますが、3歳未満児の入所希望は低下していません。また、児童センターにおいては、コロナ禍の影響による事業の中止・実施内容の規模縮小等を余儀なくされましたが、可能な限り実施することができました。

【課題（令和3年度末現在）】

保育所入所児及び児童センター利用児童において、発達障がいにより特別な支援を要する児童が増加傾向にあります。特に保育所においては、コロナ禍の影響により保育形態の変更もある中、適正な受け入れ体制の維持確保のため、保育士（正規職員）の増員確保が喫緊の課題となっています。

【評価結果】

児童センターでは、遊びを通じて異年齢との交流事業、学童保育の実施、一輪車キッズの活動や各関係機関と協働した大型行事など、地域一体となって効果的に児童の健全育成を進めています。また、保育所では一時預かり制度も有効に活用していただき、様々な保育ニーズに対応しています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業規模及び保育活動内容の縮小を余儀なくされました。

【後期基本計画への方向性】

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、町の最重要課題であることから、引き続き必要な人員配置や老朽化する施設の整備を行い、児童の安全や成長に配慮しながら、保育所、児童センターを核として「子育て」支援を地域一体となって進める必要があります。

単位施策2 地域ぐるみの子育て支援

【基本方針】

地域子育て支援センターや児童センターを中心に、子育てに関する情報の提供や相談、交流の機会拡大に努め、親と子の健全育成と子育て不安の軽減を図るとともに、地域ぐるみでの声かけ・見守り、放課後児童クラブ活動など、地域が一体となって子育て支援を推進します。さらに、関係機関の連携や、母子健康包括支援センター・子育て支援拠点の設置、児童虐待防止など、セーフティネットの一層の強化に努めます。

【主な取組事業】

- 子ども・子育て支援事業
- 放課後子どもプラン推進事業（再掲）
- 児童ふれあい交流促進事業（再掲）
- 子育て支援拠点事業

【現状（令和3年度末現在）】

保育所に併設した子育て支援センターでは、親子教室の開催や育児相談等様々な保育所入所前の子育て世帯へのサポートを行っています。年度ごとに利用人数は変動しますが、子育てに関わる関係部署との連携により育児支援の充実を図っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、保育体制の見直し、保育活動内容の中止・規模縮小、子育て支援センター受け入れ制限等を余儀なくされています。

【課題（令和3年度末現在）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て支援センターは、親子教室や遊びの場の提供のほかに発達に関する相談、援助を保健師等と連携して可能な限り実施しています。近年は要保護者支援に関する案件が増加傾向にあり、保育、育児に精通する機関としての役割は大きいため、今後も体制の維持を図っていく必要があります。

【評価結果】

様々な子育て支援の取組みは、少子化対策、定住化促進、加えて地域経済の活性化に必要不可欠です。認定こども園としての機能を十分に生かして保育要件の有無に関わらず入所要望に応じ、妊婦をはじめ乳児を持つ母親の育児相談等に努めるなど、地域における子育て支援ニーズに対応しています。

【後期基本計画への方向性】

今後においても引き続き低年齢児及び障がい児保育の受け入れに応じるため、必要な人的配置の確保や施設の維持、環境整備により安心安全な保育環境向上に努める必要があります。

単位施策3 経済的負担の軽減

【基本方針】

国や道、町の支援制度の周知を図るとともに、おむつ等の購入費の助成や、保育料軽減、こども医療費助成やひとり親家庭医療費の拡大助成、学校給食費の全額助成など、町独自の制度の充実により、安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減・維持に努めます。

【主な取組事業】

- 児童手当支給事業
- 広域利用給付事業
- 子ども医療費助成事業
- ひとり親家庭等医療給付事業
- 学校給食子育て支援事業
- 子育て世帯臨時特別給付金給付事業
- 子ども・子育て支援事業（再掲）
- 子育て支援拠点事業（再掲）
- 入所児童通所事業（再掲）
- 一時預かり事業（再掲）
- 保育所地域活動事業（再掲）
- 保育所給食調理業務委託事業（再掲）
- 障がい児・低年齢児保育事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

子育て世帯に対する経済的支援は概ね整備されていますが、子育て支援の満足度には結びついていません。

【課題（令和3年度末現在）】

急速な少子化や核家族化の進行、保護者の就労環境の変化など、子育てを取り巻く環境は刻々と変化しています。こうした状況に対応していくために、経済的支援のみではなく、子育てしやすい環境整備などソフト面の支援と併せて行う必要があります。

【評価結果】

子育てに対する経済的支援の充実により、安心して子育てをする環境は一定程度整っていると判断できますが、子育て支援の満足度に結びついていません。

【後期基本計画への方向性】

既存の取り組みを広く周知することにより、制度の活用を促進し、また、他のソフト面の充実・強化を図り、孤立しない子育て環境を整備していくことで、子育て支援の満足度を高めていきます。

基本施策 9 社会福祉の充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
社会福祉協議会ボランティア登録者数	37 人	38人	未達成	40 人
福祉施設等での福祉体験の年間延人数	32 人	30人	未達成	32 人
障がい者への相談支援（サービス等利用計画作成）の利用者数	171 人	175人	未達成	180 人
障がい者の日中活動の場の設置	未設置	1箇所	達成	1 箇所
障がい者支援の満足度	20.6%	8.6%	未達成	25%

単位施策 1 地域福祉活動の活性化

【基本方針】

高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う地域共生社会をめざし、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努めます。

【主な取組事業】

障害支援区分認定事業

障がい者支援事業

社会福祉協議会事業支援事業

福祉団体運営補助事業

社会福祉協議会補助事業

雄武町戦没者追悼式

地域福祉活動運営補助事業

社会福祉協議会運営支援事業

福祉施設等整備事業

重度心身障害者医療給付事業

法外援助扶助事業（再掲）

障がい者等地域生活支援事業（福祉分）（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や社会で支える力が弱まる中、社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体、学校などが連携し地域福祉活動に取り組んでいます。

【課題（令和3年度末現在）】

行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなどさらに自主的な地域福祉活動の推進が重要です。

【評価結果】

社会福祉協議会への支援等により、各種団体の事務局を担うことで、安定的な運営とともに、各種事業の活性化が図られました。また、ボランティアのネットワーク化等の検討を進める必要があります。

【後期基本計画への方向性】

社会福祉協議会が主体となって様々な事業を展開していますが、さらに町民ニーズを的確に把握し、幅広く町民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

単位施策 2 発達支援の強化

【基本方針】

障がい児や発達に不安を持つ子が、無限の可能性を引き出し、心身の機能や能力の開発を行う療育・発達支援を受けられるよう、専門機関との連携強化を図るとともに、町での実施体制の強化に努めます。

【主な取組事業】

発達支援事業

西紋こども発達支援センター・市町村発達支援センター運営事業

【現状（令和3年度末現在）】

本町は、道から障がい児等支援連携体制整備事業に係る連携推進地域の指定を受け、障がいやその心配のある子どもがよりよい環境で生活や教育を受けることができるよう、支援者の専門性の向上等を目的とした相談や研修機会を設けるなど体制整備に努めています。

【課題（令和3年度末現在）】

町内に専門機関がないため、西紋こども発達支援センターとの連携や療育アドバイザー事業の積極的活用を図るとともに、専門職による相談機会の確保に努める必要があります。また、学校の長期休業期間や放課後に障がいのある子を安心して預け入れできる体制の整備について、引き続き検討していく必要があります。

【評価結果】

早期に発達特性を理解し、適切な関わり方や環境づくりを行うことは、発達の促進や二次障がい等予防のために重要となりますが、教育、保育、発達支援センター等関係機関との連携により適切な支援が行われています。

【後期基本計画への方向性】

引き続き、関係機関との連携による適切な支援を継続する他、道事業の継続活用や新たに心理士等の専門職を活用し、専門相談や発達検査機会等の拡充に努めていきます。

単位施策3 障がい者が活躍できる環境づくり

【基本方針】

障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活し、住み続けられるよう、一人ひとりへのきめ細かなケアマネジメントのもと、障害福祉サービスや各種経済的支援などを進めるとともに、障がい者の日中活動の場の設置を進めます。

【主な取組事業】

障がい者等地域生活支援事業（福祉分）
自立支援医療（更生医療）給付事業
障害者自立支援給付事業
障がい者計画相談運営事業
障がい者支援事業（再掲）
福祉団体運営補助事業（再掲）
重度心身障害者医療給付事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

令和2年度に策定した第7次障がい者計画に基づき各種施策に取り組んでいます。また、町からの支援等により地域活動支援センターが開設され、新たな交流の場を確保することができました。

【課題（令和3年度末現在）】

障がいのある方とない方がともに集えるよう、町内関係団体等と協力しながら、町内の地域活動支援センターを拠点とした交流の場や就労の場を確保していく必要があります。

【評価結果】

各種サービスを利用しながら、安心していきいきと生活ができるよう、事業を実施することができました。また、町からの支援等により地域活動支援センターが開設され、新たな交流の場ができました。

【後期基本計画への方向性】

障害福祉サービスや各種経済的支援を継続していくとともに、町内関係団体等と協力しながら、町内の地域活動支援センターを拠点とした交流の場や就労の場を確保していく必要があります。

基本施策 10 社会保障制度の充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
国保被保険者 1 人あたり医療費 の対全国平均値（3 年平均）	0.85 倍	0.87 倍	未達成	0.85 倍 （現状維持）
一月 30 万円以上の国保高額受 診者数	116 人	106 人	未達成	100 人
生活保護率	1.28%	1.1%	達成	1.28% （現状維持）
民生児童委員による相談件数	389 件 （活動日数 893 日）	191 件 （活動日数 1027 日）	達成	380 件 （活動日数 890 日）

単位施策 1 医療保険制度の安定化

【基本方針】

制度の周知・啓発や、適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導の推進、データヘルス計画に基づく保健事業の推進などにより、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組みます。

【主な取組事業】

後期高齢者医療事業療養給付費負担金

後期高齢者健康診査事業受託業務

国民健康保険事業（再掲）

特定健診・特定保健指導事業（再掲）

【現状（令和 3 年度末現在）】

各種健診や保健事業は、町民の健康を守ると同時に医療費の抑制が図られ、持続的な保険運営につながることから、町民の健康課題を分析した「雄武町データヘルス計画」と町民の健康増進を図るための基本的事項を示す「雄武町健康増進計画」に基づき取組みを進めています。

【課題（令和 3 年度末現在）】

各種健診や特定保健指導の必要性を浸透させるため、若年からの意識付けが重要であることから、若年層の健診受診率の向上を目指していく必要があります。また、国民健康保険においては、保険者努力支援制度の有効な活用が町国保運営の財政負担の軽減につながることから、取組みを進めることが有効です。

【評価結果】

町民の視点に立った各種健診等の事業を展開するとともに、効率的な事務に努め、医療保険制度として円滑な運営が図られました。政策目標の達成に貢献していますが、特定健診の受診率向上に課題があります。

【後期基本計画への方向性】

国民健康保険、後期高齢者医療保険運営の安定化に向け、若年層における各種健診の受診率向上に努め、1人当たりの医療費を抑制できる取組みを継続して進めていきます。

単位施策2 年金相談対応等の充実

【基本方針】

年金制度の意義や役割、各種の保険料免除制度について、「ねんきんネット」を活用し、広報・相談を充実するとともに、各種申請の受理・進達などの業務を円滑に推進します。

【主な取組事業】

なし

【現状（令和3年度末現在）】

国民年金制度は、日本年金機構が主体となり運営されており、当該機構との協力体制及び情報連携の強化を図りながら、町民からの相談や申請受理、進達事務を行っています。

【課題（令和3年度末現在）】

引き続き、受給者である町民に不利益が出ないように、制度説明会への参加やシステム改修等に適切に対応し、わかりやすい広報や丁寧な窓口対応、相談体制の充実に努めることが重要です。

【評価結果】

町民からの相談や申請受理、進達などの事務について、日本年金機構との協力体制及び情報連携の強化を図りながら、効果的に処理することができています。

【後期基本計画への方向性】

引き続き国民年金の受給者である町民に不利益が出ないように制度改正等への適切な対応を図りながら、相談業務や事務処理体制を維持し、窓口サービスの向上に努めていきます。

単位施策3 低所得者の自立の支援

【基本方針】

民生児童委員や社会福祉協議会、福祉事務所などとの連携のもと、低所得者への相談・支援を進めます。

【主な取組事業】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業
法外援助扶助事業
社会福祉協議会補助事業（再掲）
地域福祉活動運営補助事業（再掲）
ひとり親家庭等医療給付事業（再掲）
要保護・準要保護児童生徒援助事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

生活保護制度は、低所得者への社会保障として欠かせないものです。この事務は北海道が行っていますが、町では民生児童委員のほか関係機関と協力しながら保護の相談及び申請書の提出を受け、福祉事務所に進達しています。また、生活保護適用者以外の低所得者への相談や支援も行っています。

【課題（令和3年度末現在）】

低所得者の自立と生活意欲の助長を図るため、関係機関や民生児童委員との連携のもと、実態把握に努めながら相談・支援を引き続き行っていきます。

【評価結果】

社会福祉協議会や民生児童委員協議会の活動支援、また包括支援センターの相談活動等により、生活困窮者の自立を支援することができました。また、国の給付金事業を適切に実施することで、コロナ禍で様々な困難に直面された方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられることができました。

【後期基本計画への方向性】

仕事や生活に対して困りごとや不安を抱えている方の相談先である自立相談支援事業所及び町内関係機関等との連携により、生活困窮者の自立に向け引き続き支援を進めていきます。

政策目標 3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武

基本施策 11 学校教育の充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と回答した小学6年生の割合	71.9% (全道 68.9%)	80%	未達成	85%
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と回答した中学3年生の割合	35.1% (全道 45.3%)	73.6%	達成	70%
全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たり1時間以上勉強をしている」と回答した小学6年生の割合	53.2% (全道 54.6%)	36%	未達成	65%
全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たり1時間以上勉強をしている」と回答した中学3年生の割合	56.7% (全道 63.0%)	20.6%	未達成	65%
特別支援教育支援員の人数	3人	5人	達成	4人
教育相談員の人数	0人	1人	達成	1人
雄武中学校から雄武高等学校への進学率	61.5%	61.1%	未達成	65.0%
外国語指導助手 (ALT) の人数	1人	2人	達成	2人

単位施策 1 小中学校の教育内容の充実

【基本方針】

児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を活かす教育を推進し、基礎・基本を定着させ、自ら学ぶ意欲を引き出す授業を充実させるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、きめ細かな教育・支援を推進します。また、自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。

【主な取組事業】

言語治療児童援助事業
語学指導を行う外国青年招致事業
小中学校教師用指導書購入事業
雄武町特別支援教育推進事業
ふるさと教員配置事業
要保護・準要保護児童生徒援助事業
児童生徒授業用コンピューター等整備（更新）事業

【現状（令和3年度末現在）】

新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となり、各学校において「主体的、対話的で深い学び」の視点による授業改善が進められています。また、GIGAスクール構想によるタブレットPCを整備しICTの活用を推進するため、学校ICT支援員を配置しました。その他、ふるさと学習支援員を配置し、複式学級がある小規模校への学習支援を充実させています。

【課題（令和3年度末現在）】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染症対策をはじめ学習活動、学校行事などの縮小、延期などの制限を余儀なくされています。また、GIGAスクール構想のタブレットPCの運用にあたっては、通信環境に不具合が生じるなど対策が必要となっています。

【評価結果】

学校教育の効果的な推進を図るため、町費職員の充実や関係事業を効果的に進めたことにより、各学校が児童生徒へのきめ細かい指導に努め、子供たちの学びの充実につながっていると判断します。また、新型コロナに対応した「学校の新しい生活様式」による感染対策により、各種教育活動を工夫しながら進められています。

【後期基本計画への方向性】

小中学校の教育については、引き続き関係事業を推進し教育内容の一層の充実に努めていく必要があります。児童生徒の「生きる力」を育むため、主体的、対話的で深い学びにつながる施策の実施、保育所・小中学校・高等学校間の情報共有や連携を図ることが重要です。

単位施策2 小中学校の教育環境の充実

【基本方針】

授業改善の取り組みなどにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、教育施設・設備の計画的な整備・改修や、地域ぐるみの学校安全対策を推進します。

【主な取組事業】

山村留学推進事業
教育施設等管理委託業務
小中学校教育備品整備事業
生徒教育振興事業
学校図書整備事業
雄武町学校教育振興推進協議会補助事業
教職員教育振興事業
教育相談員配置事業
学校環境整備事業
小中学校児童生徒検定チャレンジ促進事業
スクールバス更新事業
教職員住宅環境整備事業
へき地小学校巡回事務職員配置事業
小中学校感染症対策事業
豊丘小学校閉校事業
雄武町文教地区基本構想策定事業
雄武町教育情報セキュリティポリシー策定事業
学校給食調理業務委託事業
学校給食食育推進事業
学校給食センター設備等更新事業

【現状（令和3年度末現在）】

少子化の影響により児童生徒数が減少しており、令和3年度で豊丘小学校が廃校となりました。教育施設については、長寿命化計画に基づいた必要な整備改修が進められています。スクールバスの更新については、本年度で各車両の更新が完了しました。

【課題（令和3年度末現在）】

教職員の働き方改革については、校務支援システムの導入や勤怠管理などにより業務改善、意識改革が進められていますが、新学習指導要領による教育課題、授業時数の増や感染症対策などの新たな課題が発生しています。学校施設については、雄武小学校、中学校などが位置する教育施設エリアの再編整備に向けた基本的な構想を策定することとしています、時間を要しています。

【評価結果】

児童生徒が安心・安全で、より良い学びにつなげるためには、教育環境の充実、整備が最も重要であり、各施策を継続して推進することが必要です。

【後期基本計画への方向性】

授業改善等の取組みについては、各種施策の推進と教職員の働き方改革の推進により効果的、効率的に進めます。また、教育施設については、文教地区の整備を迅速に進める必要があります。

単位施策3 開かれた学校づくりの推進

【基本方針】

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、きめ細かな相談・指導を構築し、開かれた学校づくりを推進します。また、学校・家庭・地域が連携した「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【主な取組事業】

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）推進事業

【現状（令和3年度末現在）】

令和2年度からコミュニティ・スクール協議会（学校運営協議会）が設立され「地域とともにある学校づくり」を推進するための組織づくりはできましたが、コロナ禍の影響により十分な協議ができていない状況にあります。

【課題（令和3年度末現在）】

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活性化を図り、学校が抱える様々な課題に対し、学校・家庭・地域と連携を図りながら、地域全体で子どもたちを守り育てていく必要があります。また、学びの連続性を考慮し、雄武高校にもコミュニティ・スクールの導入と連携が必要です。

【評価結果】

各学校において学校ホームページや町広報紙等での情報発信が進められています。また、コロナ禍での制限はあるものの、地域やPTAとの連携が進んでいます。今後は「地域とともにある学校づくり」に向けて、コミュニティ・スクールの役割は重要です。

【後期基本計画への方向性】

学校からの情報発信の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりを推進していくため、地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニティ・スクールの継続と取組みを活性化させる必要があります。

単位施策4 魅力ある高校づくりに向けた支援の強化

【基本方針】

雄武高校については、通学費等や部活動への補助、資格取得受験、見学旅行に係る助成を引き続き実施するとともに、魅力ある学校づくりのための支援を強化し、地域に必要な高等学校としての機能を高めます。

【主な取組事業】

雄武高等学校存続対策事業

【現状（令和3年度末現在）】

雄武高校の地域と連携した取組みや、小規模校ならではの生徒個々の進路希望に対応したきめ細かい指導が進められているほか、生徒1人1台タブレット端末の貸与による授業改善の取組みや、大学等への進学者に対する町独自の奨学金制度や就職者等への給付金制度などの創設により、魅力ある高校づくりの取組みを拡充しました。

【課題（令和3年度末現在）】

人口減少・少子化の影響により、今後、児童数が減少することが見込まれることから、高校存続対策をより一層推進するため、人口減少・定住対策と連動した事業展開や生徒・保護者に対する経済支援等の継続、小中高の連携や地域と一体となった取組みを強化させる必要があります。

【評価結果】

各種支援制度により地元中学校からの進学率は一定程度維持されており、生徒の家庭に対する経済的な支援は充実していると判断されますが、今後、少子化により児童数の減少が見込まれることから、高校に進学する学生に選ばれる魅力ある施策を充実させる必要があります。

【後期基本計画への方向性】

雄武高校を存続させることは、子育て支援のみならず町づくり・人づくりの観点からも重要であり、なくすることはできない学校であることから更に魅力ある学校づくりのため、経済支援等の継続や小中高のより一層の連携や地域との協働を推進していきます。

基本施策 12 生涯学習・生涯スポーツの推進

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
町主催学習講座の参加率	22.1%	25.2%	達成	25%
週に 1 回以上、1 年以上継続してスポーツ活動を行う町民の割合	15.8%	15.2%	未達成	20%
町主催スポーツ講座の参加率	23.5%	17.6%	未達成	25%
青少年健全育成活動の年間実施回数（民間・行政）	6 回 (25～28 年度平均)	5回 (30～3年度平均)	未達成	6 回
スポーツ少年団員数の割合	14.7%	6%	未達成	20%
図書の町民 1 人あたり年間貸出数	7 冊 (25～28 年度平均)	7冊 (30～3年度平均)	未達成	10 冊
町内での芸術・文化鑑賞の機会の年間延回数	4 回 (24～27 年度平均)	2回 (30～3年度平均)	未達成	5 回
おうむ陶芸工房年間延利用者数	770 人 (27 年度)	526人	未達成	800 人

単位施策 1 生涯学習活動の推進

【基本方針】

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習活動を楽しみ、個人の生活や仕事だけでなく、まちづくりにも生かされるよう、地域課題に対応した学習機会の提供や自主グループの活性化を図るとともに、指導者の育成に努めます。また、各施設・設備の適切な運営管理と改修等を推進します。青少年教育・健全育成については、家庭、学校、地域が役割分担しながら、自然や産業などとの関わり合いを通して、子どもたちが健やかに成長していけるよう、各種取り組みを推進していきます。

【主な取組事業】

生涯学習推進事業
 武雄市児童交流事業
 家庭教育推進事業
 社会教育関係団体活動費補助事業
 町民センター施設整備事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、町主催の「町民大学」「いきがい大学」などの学習講座が延期、縮小、中止など、町民の学習活動の機会が減っています。

【課題（令和3年度末現在）】

生涯を通じた学習機会を提供し、グループの自主的な学習活動を支援するとともに、様々な学習活動によって得た知識や成果を地域やまちづくりに生かせるような仕組みを整備する必要があります。また、ウィズコロナを踏まえた新たな変化やニーズ、課題に対する取組みが必要です。

【評価結果】

人口減少、少子高齢化に伴い、参加者が減少している事業があるものの、政策目標の達成には効果的に事業が推進されていると判断します。今後は、参加しやすい環境の整備などに配慮しながら、引き続き事業を推進することが必要です。

【後期基本計画への方向性】

政策目標を達成するためには、施策の継続が重要であり、各関係機関と連携を図り、人口減少やライフスタイルの変化に順応した事業や施設整備を進めるとともに、ウィズコロナを意識した新たな取組みや改善を図りながら推進していきます。

単位施策2 生涯スポーツ活動の推進

【基本方針】

町民が幅広いスポーツ活動に参加・継続できるよう、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な活動展開を促進します。また、各施設・設備の適切な運営管理と改修等を推進します。さらに、子どもたちがトップアスリートにふれる機会づくりに努めるほか、全道・全国大会への参加経費の一部助成、スポーツ合宿との連携などにより競技スポーツの振興を図ります。

【主な取組事業】

社会体育団体活動費助成事業
雄武町スポーツ振興事業
生涯スポーツ推進事業
体育施設整備事業（再掲）
社会体育施設委託業務事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

少子高齢化や人口減少による競技人口の減少、コロナ禍の影響により各種スポーツ大会、教室及びイベントが縮小、延期、中止となるなどスポーツ活動の機会は減っていますが、中高生においては、全道・全国大会で活躍する選手も増えています。

【課題（令和 3 年度末現在）】

各種スポーツ大会、スポーツ教室を効果的に開催し、スポーツを通して町民の健康維持・増進を図るとともに、年齢や性別に関わらず、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備する必要があります。また、町内の各スポーツ施設については、老朽化が著しく、長期的な視点から長寿命化改修などの整備が必要となっています。

【評価結果】

政策目標の達成に効果的ですが、人口減少、少子高齢化に伴い、スポーツ人口の減少が見られます。広く参加しやすい環境の整備など、スポーツ推進による町民の健康増進を進めることが必要です。

【後期基本計画への方向性】

政策目標を達成するためには、施策の継続が重要であり、各関係機関と連携を図りながら引き続きスポーツの普及推進に努めていきます。また、老朽化しているスポーツ施設については、将来的な視点から長寿命化改修、整備などを進めていくことが必要です。

単位施策 3 図書サービスの充実

【基本方針】

読書環境の充実にむけて、図書館・学校図書室のニーズに応じた蔵書・資料の充実に努めるとともに、ブックスタートなど、多様な読書活動を町民とともに進めます。また、誰にでも居場所のある図書館、地域の情報拠点となる図書館、町民の暮らしに役立つ、優しい図書館という 3 つの基本方針に基づき、新図書館の整備を進めます。

【主な取組事業】

読書促進事業

【現状（令和 3 年度末現在）】

新図書館オープンから 2 年半が経過し、蔵書資料の充実が図られ、町民の学びの拠点として徐々に定着してきています。そのほか、郷土資料のデジタル化や学校のニーズに応じて移動図書館を拡充させるなど、読書活動の推進が図られています。

【課題（令和 3 年度末現在）】

町民の読書活動を促進させるため、各種イベントによる読書意欲の喚起、学校図書室との連携及び支援の充実を図る必要があります。また、感染拡大の状況を見通しながら各種事業を企画立案する必要があり、ウィズコロナを見据えた新たな変化や課題に対する取組みが必要です。

【評価結果】

企画展示等の図書館イベントを積極的に実施したほか、計画的に資料の整備を行い、町民の読書環境を整え、学習の機会を提供できていますが、指標の目標値に達していないことから、さらに施策の推進を図ることが必要です。

【後期基本計画への方向性】

町民の読書活動を促進させるため、リクエスト本や幅広いジャンルからの図書資料の充実を図るとともに、コロナ禍において未実施であった図書館まつりをはじめとした企画イベント拡充や、司書職員の充実による学校図書室への支援、連携の強化を進めていきます。

単位施策4 芸術・文化の振興

【基本方針】

町民が優れた芸術・文化にふれる機会を継続的に提供していくとともに、町民の自主的な芸術・文化活動を引き続き支援していきます。また、新図書館の整備と連動しながら、歴史遺産の保存・活用や潜在的な文化資源の展示を進めます。

【主な取組事業】

芸術文化公演事業
陶芸推進事業
雄武町芸術文化振興事業

【現状（令和3年度末現在）】

新型コロナウイルス感染症の影響により芸術鑑賞、文化講演会など事業がほとんど実施できていない状況にあります。また、町民文化祭や各団体の活動も縮小や活動を制限している状況にあります。

【課題（令和3年度末現在）】

芸術や文化に触れる機会が減少していることから、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見通しながら、各種事業を企画立案することによる町民の豊かな創造性や感受性を育み、心豊かな生活の実現を目指す必要があります。

【評価結果】

町民の芸術・文化に対する興味付けや関心が培われ理解を深めることができおり、また、各文化団体組織の自主的な活動も行われていることから、継続して推進していく必要があります。

【後期基本計画への方向性】

生涯学習の観点から、芸術・文化活動は重要な施策であり、より多くの年代に多様なプログラムを提供することから、ウィズコロナ、ポストコロナを意識した取組みにより引き続き推進していきます。

政策目標 4 快適感を満たす環境のまち・雄武

基本施策 13 環境の保全

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
環境保全関係各種規制区域面積（鳥獣保護区）	830 ㍖	830㍖	達成	830 ㍖
公害等監視活動の年間実施回数	4 回	4回	未達成	5 回
ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の実施自治会数	2 自治会	1自治会	未達成	29 自治会
公害発生件数	0 件 (24～28 年度累積)	0 件 (30～3年度累積)	達成	0 件 (30～4 年度累積)
不法投棄発生件数	4 件 (24～28 年度累積)	3件 (30～3年度累積)	未達成	0 件 (30～4 年度累積)
1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	917.6g	878g	未達成	825.8g
ごみリサイクル率	21.5%	40.2%	未達成	50%
最終処分場の年間ごみ埋立量	2,344m ³ /年 (24～28 年度平均)	1,137m ³ /年 (30～3年度平均)	達成	1,244m ³ /年 (30～4 年度平均)

単位施策 1 自然環境・地球環境の保全

【基本方針】

住宅地や農地などの生活空間での無秩序な乱開発を抑制するとともに、鳥獣保護区や原生林・湿原など自然性の高い地域では、野生動植物の現状を適確に把握し、生物多様性の保全に努めます。地球環境の保全意識を啓発するとともに、公共部門が率先して温室効果ガスの排出抑制の具体的な行動を実践し、まちぐるみの取り組みにつなげます。

【主な取組事業】

鳥獣残渣等処理事業

有害鳥獣捕獲事業

猟友会雄武部会運営補助金

【現状（令和3年度末現在）】

鳥獣保護区や原生林・湿原など自然性の高い地域の保全にあたっては、野生動植物の現状を的確に把握するとともに、生物多様性の保全に配慮し、有害鳥獣捕獲等も含めて自然環境の保護・再生に努めています。また、地球温暖化につながる温室効果ガスについて、地球的規模の対応が求められています。

【課題（令和3年度末現在）】

農地開発や地球温暖化等の影響により、野生動物の生息域が減少し、人間と野生動物の軋轢が増加してきましたが、森林保全を積極的に行い、人と野生動植物との共生に配慮した環境保全が引き続き求められています。また、将来的に環境負荷の少ない廃棄物の処理方法を検討する必要があります。

【評価結果】

有害鳥獣捕獲事業を展開することにより、地域住民の生活安全と農林水産業の被害軽減を図っており、適正な有害鳥獣駆除は自然環境の保護・再生につながっています。

【後期基本計画への方向性】

本町の豊かな自然及び地域生活の安全等を次世代に引き継ぐためには、今後においても各種施策を継続して実施する必要があります。

単位施策2 景観形成・環境美化・公害防止の推進

【基本方針】

魅力的な景観づくりに向けて、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。また、各種公害や健康被害の未然防止に向け、関係機関と連携しながら、監視・指導を推進します。

【主な取組事業】

雄武斎場施設等整備維持管理事業

雄武斎場設備更新事業

自治会運営補助事業（再掲）

みどりと親しむ町民のつどい（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

町民と行政が協働して美しい景観・環境づくりを進めるため、育樹運動や花壇づくりに取り組んでいます。また、令和2年度に「合葬墓」を整備したことで、墓地環境の向上が図られたほか、令和4年度には老朽化した火葬炉の更新を図るべく「雄武斎場火葬炉入替工事」の予算措置がなされたところです。

【課題（令和 3 年度末現在）】

ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の実施自治会数の増加を促進するとともに、不法投棄や公害等監視活動の継続的な実施、墓地墓園・斎場設備等の安定的な運用により、町民生活に支障を来すことのないよう努めていくことが重要となっています。

【評価結果】

ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の実施状況が低調であることから、清掃活動を含めた内容に制度の拡充を図りました。課題となっていた合葬墓の整備については、令和 2 年度に完了し、一定の利用実績があったことから、町民等のニーズに適った成果を上げることができました。

【後期基本計画への方向性】

ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の実施自治会の増加については、制度拡充により政策効果を高めるとともに、斎場施設の長寿命化や火葬作業員の確保を図るべく、最新機能を備えた火葬炉設備を導入し、墓地墓園・斎場設備等の総合的かつ安定的な運用を図っていきます。

単位施策 3 ごみ・し尿処理の推進

【基本方針】

わが町におけるごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみ）の適正な分別・処理を推進し、リサイクル率の向上をめざすとともに、ごみの減量化についても、環境に配慮した、ごみを出さないライフスタイルを啓発しながら、ごみの 3 R を引き続き推進します。し尿についても、西紋別地区環境衛生施設組合による適正収集を引き続き推進するとともに、雄武町・興部町・西興部村による共同処理への移行を進めます。

【主な取組事業】

- 一般廃棄物収集運搬等業務委託事業
- 西紋別地区環境衛生施設運営事業
- リサイクル推進事業
- 西紋ブロック広域資源ごみ処理事業
- 廃木材等処理事業
- 雄武町廃棄物処理対策事業
- ごみステーション維持管理事業
- 環境衛生車両整備事業

【現状（令和3年度末現在）】

ごみについては「町民1人当たり排出量」が微減、「リサイクル率」が微増にとどまっています。し尿等については、雄武・興部・西興部3町村の共同処理施設が令和3年度から稼働し、安定的な処理が行われています。

【課題（令和3年度末現在）】

ごみについては、本町の一般廃棄物の一部（年間120トン）を令和4年度から西紋別地区広域ごみ処理センターに搬出処理することが決定したところですが、今後もさらに最終処分場の延命化を図るための具体的な対策が求められています。し尿等の処理については、3町村共同処理施設の適切な維持管理を図っていくことが重要となっています。

【評価結果】

ごみについては、長年の懸案事項であった広域処理にシフトすることが決定し、年間120トンを搬出処理することとなりました。し尿等の処理については、雄武・興部・西興部3町村の共同処理施設を雄武浄化センターに併設して整備し、令和3年度から供用を開始しました。

【後期基本計画への方向性】

ごみについては、一部広域処理が決定したものの、最終処分場埋立年限等の根本的な課題解決のためには、さらなる減量化やリサイクルを推進する必要があるため、収集区分等の見直しや町民に対する周知徹底、分別保管庫の整備など、施策の強化・拡充に努めていきます。し尿等の処理については、3町村の枠組みで継続的な取り組みを進めます。

単位施策4 エネルギーの有効利用

【基本方針】

LED照明などの省エネルギー機器の利用や空調の適正管理など、省エネルギーを啓発するとともに、小水力、太陽光、畜産排泄物、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの活用を進めます。

【主な取組事業】

雄武地域バイオガス導入検討事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

地域の課題となる家畜糞尿処理対策として、バイオガスについて業務委託を行いながら、調査・研究を継続しています。

【課題（令和3年度末現在）】

バイオガスプラント建設と再生可能エネルギーの活用について、各関係者参集のもと協議を行っていますが、情勢変化による決定に至るまでの材料が不足しており、さらに検討が必要となっています。

【評価結果】

エネルギーの有効利用と家畜排せつ物の適切な処理及び利用の実現について、バイオガスパラント建設に向けた事業を進めています。

【後期基本計画への方向性】

エネルギーの有効利用等について、重要な施策であることから、継続して実施する必要がありますが、持続可能なものとするため、議論を深めていきます。

基本施策 14 交通体系の整備

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
町道延長	271.0km	271.8km	達成	271.7km
町道改良率	80.6%	80.7%	未達成	80.8%
町道舗装率	60.1%	60.2%	未達成	60.4%
除雪の満足度	39.3%	21.8%	未達成	50%
民間バスの路線数	2 路線	2路線	達成	2 路線
オホーツク紋別空港の羽田直行便運行期間及び年間搭乗者数	通年（12 箇月） 72,225 人	通年（12箇月） 37,374人	未達成	通年（12 箇月） 78,000 人

単位施策 1 道路環境の向上

【基本方針】

国道・道道については、都市間アクセスの向上を図るため、国道 2 3 8 号の防雪対策の推進、道道の拡幅事業の未整備区間の早期着手とともに、予防保全型の維持管理を促進していきます。町道については、生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線の整備を進めるとともに、橋梁を中心に、長寿命化のための修繕を順次進め、予防保全型の維持管理のもと、ライフサイクルコストの削減に努めます。除雪や路面凍結対策、堆雪対策、吹雪対策など、冬の安全対策を引き続き進めるとともに、沿道景観づくりなど、人と環境にやさしい道づくりに努めます。

【主な取組事業】

除雪事業
 道路台帳補正更新事業
 町道等維持管理事業
 町道等除草作業他環境保全事業
 町道橋修繕事業
 町道整備事業
 町道舗装整備事業
 町道改修事業
 道路ストック総点検事業

【現状（令和3年度末現在）】

国道の防雪対策、道道美深雄武線拡幅については、順次整備が進められています。町の事業としては、町道の整備、橋梁及び道路施設の修繕を順次進めておりますが、国の補助金を充当している事業につきましては、補助金額の配分の縮小に伴い、優先順位を定めて事業を実施している状況にあります。また、冬期間の安全な通行の確保を図るべく、除雪や凍結路面などの冬道対策を実施しています。

【課題（令和3年度末現在）】

国・道と連携しながら、計画的な整備を進めることが必要です。町で整備、修繕を進めている国の補助金額を充当している事業における補助金の減額に伴い、優先順位を定めた事業の実施が必要となります。

【評価結果】

国の補助金を充当している事業について、補助金額の減額に伴い優先順位を定めたうえで事業を実施することができました。他の町道の改修、維持管理等の施策については、計画どおり実施することができました。

【後期基本計画への方向性】

国・北海道の事業は、事業の促進について継続して要請していきます。長寿命化計画や道路ストック計画を策定している事業については、計画に沿って実施している事業であり、他の事業についても町道の利用者が安全で快適な通行を確保するための事業であり、継続して実施していく必要があります。

単位施策2 公共交通の維持・確保

【基本方針】

町内や近隣市町村へのアクセス手段として、既存のバス路線の維持・確保を図るとともに、地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通総合連携計画の策定や、過疎地有償運送、福祉有償運送など、多様な地域公共交通の研究を進めます。また、宗谷本線活性化推進協議会の構成自治体として、JR宗谷本線の維持・存続活動を推進します。雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業を引き続き推進し、羽田直行便維持確保の促進を図ります。

【主な取組事業】

生活交通路線維持確保事業

雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業

遠隔地通院支援事業（再掲）

【現状（令和 3 年度末現在）】

地域生活に必要な移動手段であるバス路線の維持確保のため、2 路線のバス事業者に対し運行経費の補助を実施しているとともに、オホーツク紋別空港の紋別・羽田直行便の通年運航の維持確保のため、本町をはじめ関係市町村による運賃助成を実施しています。また、管内 18 市町村の広域による地域公共交通計画策定に向けて、法定協議会設立の準備を進めています。

【課題（令和 3 年度末現在）】

バス 2 路線の維持確保は図られているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、バス事業者の経営は一段と厳しくなっており、補助金が大きく増額となっています。また、高齢化社会における交通弱者の増加等の状況を踏まえ、将来の持続可能な公共交通等の方向性について、町民や関係機関等の意見を聴きながら、議論を進めていく必要があります。

【評価結果】

バス事業者に対する運行経費の補助により、バス 2 路線の維持確保が図られているとともに、紋別・羽田直行便の運賃助成により搭乗者数や搭乗率の向上を下支えしており、通年運航の維持確保が図られています。

【後期基本計画への方向性】

当面は、バス 2 路線の維持確保のため補助支援を継続するとともに、紋別・羽田直行便の通年運航維持確保のため、運賃助成を継続し利用の促進を図っていきます。なお、将来の持続可能な公共交通等の方向性について、町民や関係機関等の意見を聴きながら、議論を進めていく必要があります。

基本施策 15 上・下水道の整備

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
水道普及率	94.7%	94.8%	未達成	95%
水道有収率	86.1%	73.8%	未達成	90%
水道の満足度	50.2%	21.3%	未達成	60%
汚水処理人口普及率	80.8%	84.7%	未達成	86.6%
水洗化率	85.6%	88%	未達成	100%
下水道の満足度	45.1%	20.9%	未達成	50%
合併処理浄化槽年間補助件数	6 基	6基	未達成	7 基

単位施策 1 水道の安定供給

【基本方針】

水道は住民の日常生活に欠くことのできないライフラインとして、安全安心かつ持続的に安定供給できるよう監視の強化と適切な維持管理により水質保全に努めるとともに、引き続き老朽配水管の更新を進めます。さらに、簡易水道事業として将来にわたって安定的に経営するために、将来の投資を的確に把握し、経費削減に努めつつ経営の健全化に取り組んでいきます。

【主な取組事業】

雄武町簡易水道事業地方公営企業法適用化事業

簡易水道事業量水器更新事業

浄水場電気機械設備更新整備事業

簡易水道事業管路漏水調査事業

弁筐補修他小工事事業

雄武地区配水管更新事業

雄武町簡易水道配水管更新整備事業

簡易水道施設管理委託業務事業

【現状（令和3年度末現在）】

安全安心で安定供給できるよう、老朽化した配水管及び浄水場施設設備の更新、漏水調査の実施に伴う漏水箇所の修繕、計量法に基づく量水器の更新、施設の安定稼働及び維持管理経費削減に向けた施設管理委託業務を実施しています。また、地方公営企業法適用化への移行事務を執り進めています。

【課題（令和3年度末現在）】

老朽配水管及び浄水場施設設備の更新を実施中であり、今後も更新が実施されていく中で、より一層の簡易水道事業の安定的・効率的運営への取組みが必要です。漏水調査による修繕を実施しているものの、未だに漏水による有収率が低い状態であることから、更なる有収率向上のための取組みが必要です。令和6年4月からの地方公営企業法適用化に向け、遅滞なく移行事務を執り進めることが必要です。

【評価結果】

水質の維持、安定供給や水道事業の安定運営など、政策目標達成に効率的な施策を実施しました。地方公営企業法適用化に向けた移行事務は、順調に進めることができました。

【後期基本計画への方向性】

良好な水を安定供給するため、老朽配水管や浄水施設設備の更新を進めるとともに、安定した水道事業運営のため、有収率向上を目的とした漏水調査と修繕、地方公営企業法適用化に向けた移行事務は、今後も継続して実施していく必要があります。

単位施策2 下水道の普及促進

【基本方針】

公共下水道の未整備地区の整備、水洗化の啓発、浄化槽の設置促進により、汚水処理の一層の普及を図るとともに、長期的な視野のもと、下水道に関するイベント開催やマンホールカードの導入検討など、ソフト的取り組みもあわせて、適正な維持管理、下水道施設の長寿命化を進めます。また、し尿、浄化槽汚泥を雄武町・興部町・西興部村の3町村において共同処理する、下水道広域化推進総合事業を推進します。

【主な取組事業】

浄化槽整備事業

下水道広域化推進総合事業（環境衛生係）

雄武町下水道事業地方公営企業法適用化事業

雄武町公共下水道事業

下水道広域化推進総合事業

雄武町公共下水道施設維持管理事業

雄武町公共下水道普及促進事業

【現状（令和3年度末現在）】

下水道施設の更新は、ストックマネジメント計画に基づき実施しています。公共下水道区域内の未整備地区は概ね整備済みです。施設の安定稼働及び維持管理経費削減に向けた施設管理委託業務を実施しています。し尿等の処理については、雄武町・興部町・西興部村の3町村の共同処理施設が令和2年度に完成し、令和3年4月1日から供用開始しています。また、地方公営企業法適用化への移行事務を執り進めています。

【課題（令和3年度末現在）】

下水道施設の更新は、ストックマネジメント計画に基づき実施中であり、今後も更新が実施されていく中で、公共下水道事業の安定的・効率的運営への取り組みが必要です。し尿等の処理については、既存施設である西紋別地区環境衛生センターの解体を令和4年度、令和5年度の2か年で実施する必要があります。令和6年4月からの地方公営企業法適用化に向け、遅滞なく移行事務を執り進める必要があります。

【評価結果】

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を目指すとともに、下水道事業の効果的な安定運営など、政策目標達成に効率的な施策を実施しました。地方公営企業法適用化に向けた移行事務は、順調に進めることができました。

【後期基本計画への方向性】

公共用水域の水質保全並びに快適な居住環境を確保すべく、処理施設の機能停止を未然に防止するために必要な施策であり、今後も継続して実施していく必要があります。3町村によるし尿等の処理施設が令和3年4月から供用開始となり、令和4年度、令和5年度の2か年で既存施設である西紋別地区環境衛生センターの解体も実施予定であり、また、令和6年度からは地方公営企業法適用化も行うことから、今後も継続して実施していく必要があります。

基本施策 16 住環境の整備

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
快適住まいづくり促進事業の延べ利用件数	458 件 (23～27 年度)	162件 (30～2年度)	未達成	180 件 (30～2 年度)
お試し暮らし事業の延べ利用件数	24 件 (25～28 年度)	8件 (30～3年度)	未達成	28 件 (30～3 年度)
町営住宅管理戸数	283 戸	278戸	未達成	271 戸
町営住宅建替戸数	32 戸 (25～28 年度)	5戸 (30～3年度)	未達成	10 戸 (30～4 年度)
公園の満足度	46.2%	21.9%	未達成	50%

単位施策 1 良好な住空間の形成

【基本方針】

雄武・魚田、沢木、幌内の各地区において、必要な都市基盤の整備と空き家・空き地の有効活用により、都市機能がコンパクトに集積した良好な住空間の形成に努めます。住宅施策については、住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、また、バリアフリー、耐震、省エネルギーなど、住宅の基本性能の向上が図れるよう、国・道と連携しながら支援を進めます。また、宅地・住宅の分譲・賃貸に関する情報の集約・提供、コーディネートを充実します。

【主な取組事業】

移住促進対策事業

雄武町空家等対策事業

雄武町快適住まいづくり促進事業

【現状（令和3年度末現在）】

令和2年度までの事業であった快適住まいづくり促進事業について、引き続き町民が安心して快適に暮らすための住宅整備を促進するため5年間延長しました。雄武町空家等対策の補助制度を令和5年度から実施することで事務を執り進めています。

【課題（令和3年度末現在）】

快適住まいづくり促進事業について、今なお申請多数のため、年度中盤に予算上限に達することから、運用方法の見直しが必要となっています。雄武町空家等対策の制度制定を執り進めていますが、補助の内容について精査が必要となっています。

【評価結果】

住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、バリアフリー、耐震、省エネルギーなどの住宅施策について計画どおり実施することができました。

【後期基本計画への方向性】

住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、今後も住宅施策の取組みは必要です。

単位施策2 町営住宅の適切な運営

【基本方針】

既設の町営住宅で町民が安心・快適に暮らし続けられるよう、長期的な需給動向をふまえた老朽施設の更新・転用・廃止を計画的に進めるとともに、予防保全的型の維持管理を進めます。

【主な取組事業】

公営住宅整備事業

既設町営住宅団地環境整備事業

雄武町民間賃貸住宅建設促進事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽狭隘住宅団地の建替や既存町営住宅の長寿命化を図るための計画的な改修を実施しています。

【課題（令和3年度末現在）】

町民の住宅ニーズや住宅需要への対応のため、更新期を迎えつつある老朽・狭隘化した町営住宅の建替計画の推進が今後とも必要となっています。

【評価結果】

長寿命化計画に基づく予防保全型の事業を実施しており、計画どおり町営住宅の改修を実施することができました。

【後期基本計画への方向性】

既設町営住宅で、町民が安心・快適に暮らし続けられるよう維持管理していくための施策であり、長寿命化計画を策定し計画に沿って実施している事業であることから、今後も継続して実施していく必要があります。

単位施策3 都市計画・公園・緑地整備の推進

【基本方針】

市街地の魅力化に必要なかつ有効な都市計画事業を推進し、自然環境と調和したまちづくりの実現をめざします。また、公園・緑地の魅力を保てるよう、町民と協働しながら、芝や樹木の手入れなど、適切な管理運営を進めるとともに、施設・設備の計画的な補修を進めます。

【主な取組事業】

公園維持管理事業
公園等施設遊具修繕事業
都市公園整備事業
幌内地区公園整備事業

【現状（令和3年度末現在）】

都市計画については、都市計画区域、用途地域についての変更はありません。公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、住民や来訪者の交流の場として、更には災害時の避難場所として重要な機能を担っていることから、公園施設等の維持管理について適正に行っています。

【課題（令和3年度末現在）】

公園・緑地の利用者が、憩いの場として安全・安心に利用できるために、既存施設の改修や公園施設の将来の改築に係るコスト縮減を図るため、長寿命化計画に基づき老朽施設等の更新を含め維持・管理に万全を期す必要があります。

【評価結果】

公園の適正な管理運営や遊具の修繕を計画どおり実施することができたことで、緑豊かな環境を保全し、施設利用者に安全で快適な憩いの場を提供することができました。

【後期基本計画への方向性】

利用者が安心して快適に利用してもらい、緑豊かな公園を保全するための施策であることから、継続して実施していく必要があります。

基本施策 17 消防・救急・防災体制の強化

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
防災訓練の年間実施回数	0 回	0回	未達成	1 回
自主防災組織数	2 組織	4組織	未達成	29 組織
消防団員数	108 人	105人	未達成	108 人
消防団員の年間訓練回数	2 回	2回	達成	2 回
救急救命士数	8 人	11人	達成	8 人

単位施策 1 災害予防対策の推進

【基本方針】

大規模災害が起こっても、広域的な応援を得ながら情報伝達や避難、応援要請、医療救護、避難所運営、被害調査と応急復旧など必要な応急対策を迅速・的確に実施できるよう、研修・訓練等を通じて町民・行政職員の防災意識を高め、知識・技術を普及します。また、地区や事業所での自主防災組織の構築及び育成、災害時要配慮者一人ひとりへの個別支援の体制づくり、防災対策工事の推進など必要な予防対策事業を進めるとともに、災害時における通常行政事務を継続・再開するための「業務継続計画（BCP）」の策定・運用を進めます。

【主な取組事業】

地域ぐるみ防災推進事業
 民有林火災予防巡視事業
 避難所整備事業
 町内河川小工事業
 災害対策資材購入事業
 雄武町都市対策事業
 予防対策資器材整備事業

【現状（令和3年度末現在）】

新型コロナウイルスの影響により総合防災訓練の実施は見合わせましたが、自治会を対象とした避難所運営訓練や小学校における1日防災学校、職員の防災ワークショップなどの取組みを進めているほか、地域防災計画並びに業務継続計画（BCP）の策定作業にも着手しています。令和3年度には、オコツナイ・ポンオコツナイ川の拡幅工事が完了となったほか、災害備蓄倉庫の整備を行い、備蓄資材の充実に努めています。

【課題（令和3年度末現在）】

自主防災組織の設置促進をはじめ、災害時要支援者名簿や備蓄資材を活用した訓練の実施、地域防災計画等に基づくわかりやすい防災冊子の作成など、大規模災害にいかに備えるかといった防災意識の向上を図っていくことが重要となっています。

【評価結果】

総合防災訓練は実施を見送りましたが、避難所運営訓練や1日防災学校、職員向け防災ワークショップの実施、防災計画やBCPの策定業務の推進、河川改修や備蓄倉庫の整備など、ソフト・ハード両面から地域防災力の向上につながる取組みを実施することができました。

【後期基本計画への方向性】

地域防災力の向上を図るためには、町民、地域、行政の協働体制を構築していくことが重要であり、近年のコロナ禍により実施を見送ってきた総合防災訓練について、状況を見極めた上で再開するなど、関係機関と連携した参加型の取組みを継続的に実施していきます。

単位施策2 消防・救急体制の充実

【基本方針】

町民の防火意識の高揚、救急・救命に関する知識・技術の普及を一層進めるとともに、消防職員・消防団員の育成・確保、消防救急車両・資機材・消防水利の計画的な整備・更新を進めます。

【主な取組事業】

- 消防団活性化事業
- 消防職員教育訓練事業
- 消防職員採用計画事業
- 消防資機材整備事業
- 消防施設整備事業
- 消防車両更新事業
- 救急業務体制整備事業
- 予防対策資器材整備事業

【現状（令和3年度末現在）】

複雑多様化する災害に対応するため、消防団員と職員による連携強化を行い、さらに需要の高まりと高度な質が求められている救急対策については、救急救命士の資格取得者を増員し、各種研修等に派遣するほか、高規格救急車を計画的に更新しています。

【課題（令和3年度末現在）】

少子高齢化や就業構造の変化等により、消防団員の確保・活動参加が難しい状況であり、消防活動に参加しやすい環境づくりが重要となっています。また、救急現場における高度かつ安全で確実・迅速な救命処置を行うため、救急救命士の充実強化を更に行う必要があります。

【評価結果】

火災、救急、救助活動は消防業務の責務であり、また、消防団においても町域の広い本町にとって必要不可欠です。これらを維持、拡充していくために当施策は有効であり、安心して生活できるまちづくりの一端として整備されつつあります。

【後期基本計画への方向性】

ますます複雑多様化する各種災害に的確に対処し、住民生活の安全確保を責務とする消防機関に対する期待も高まっていることから、さらなる消防力の充実強化が必要です。また、火災予防体制、救急高度化の推進と消防職団員等に実践的な教育訓練を実施し、資質の向上を図る必要があります。

単位施策3 危機管理対策の強化

【基本方針】

武力攻撃やテロ等緊急処理事態に備えた避難・誘導の迅速な実施や新型インフルエンザ等の急速なまん延、特定外来生物進入などの事態に備えたまん延防止措置等の迅速かつ的確な実施が行えるよう、研修・訓練等を通じて町民・行政職員の意識を高めるとともに、各種情報の適時適切な提供による知識・技術の普及を行うことなどにより、危機管理体制の整備・強化に努めます。

【主な取組事業】

防災行政無線設備等維持管理事業

防災通信機器整備事業

新型コロナウイルス感染症検査費助成事業（再掲）

感染症予防事業（再掲）

新型コロナワクチン接種推進事業（再掲）

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

国民保護等に関する危機管理は、ロシア軍のウクライナ侵攻や北朝鮮のミサイル発射などによって緊張感が高まっており、町民生活や地域経済にも不安が広がっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行開始から2年以上経過した今もなお終息が見通せない状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策本部において継続的な対応を図っています。

【課題（令和3年度末現在）】

国民保護対策に関しては、情報の収集や伝達機能の強化に努めるとともに、町民・行政職員の危機意識の高揚を図っていくことが重要となっています。新型コロナウイルス対策に関しては、対策本部による全庁的な対応を継続し、集団感染の発生防止や感染者等の療養支援対策等をねばり強く展開していく必要があります。

【評価結果】

J－A L E R T・防災行政無線設備の更新や維持管理、無線放送伝達試験、職員の参集体制の再確認を行ったほか、通信手段の多重化の検討に着手しました。また、感染症対策としては対策本部を設置し、情報共有や公共施設の対応協議、町民周知、感染者等の療養対策、ワクチン接種や施設消毒などの感染防止対策を総合的に実施しており、集団感染の発生はなく、効果的な施策展開が図られています。

【後期基本計画への方向性】

国民保護に関しては、世界的経済・軍事情勢等の動向を注視しながら、初動対応に有効な情報伝達体制の維持強化に努めていきます。感染症対策に関しては、新たな変異株発生の懸念等もあり、ウイルスの特性に応じた柔軟かつ効果的な対策を講じていく必要があります、引き続き対策本部体制の下で万全を期していきます。

基本施策 18 防犯・交通安全の推進

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
犯罪発生件数	9.6件 (24～28年度平均)	6.4件 (30～3年度平均)	未達成	0件 (30～4年度平均)
治安の満足度	59.6%	29.3%	未達成	70%
交通事故（人身）発生件数	3.8件 (24～28年度平均)	1.8件 (30～3年度平均)	未達成	0件 (30～4年度平均)
交通安全対策の満足度	42.8%	14.1%	未達成	60%

単位施策 1 防犯体制の強化

【基本方針】

警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、啓発グッズの配布、学校等での不審者対応訓練や防犯講話の実施、防犯用電話自動応答録音装置の購入助成、LED化など防犯灯の充実などを通じて、地域ぐるみの防犯対策、消費者被害防止対策を進めます。

【主な取組事業】

興部地区防犯協会連合会運営事業
 雄武町防犯協会補助事業
 雄武町暴力追放運動推進協議会補助事業
 消費者協会運営補助事業

【現状（令和3年度末現在）】

犯罪発生回数の低減が図られ、治安が悪化している状況にはありませんが、特殊詐欺が全国各地で発生する中、本町においても実際に詐欺被害が1件認知されました。また、河口付近における釣り人の迷惑行為が問題となっており、地域住民や警察等と連携したマナー啓発活動に取り組んでいます。

【課題（令和3年度末現在）】

劣悪な犯罪や特殊詐欺被害、消費者被害、迷惑行為などから町民を守るため、今後も警察や関係団体（防犯協会・暴力追放運動推進協議会・消費者協会）、学校や家庭等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を推進していくことが重要となっています。

【評価結果】

防犯協会、暴力追放運動推進協議会、消費者協会の総会を開催し、事業計画に基づいた啓発活動を実施しました。また、「ナマコ密漁禁止」の看板や「釣りマナー向上」ののぼりを設置し、密漁被害防止や釣り人マナーの改善にも一定程度の効果があったと判断します。

【後期基本計画への方向性】

町民の安心・安全な暮らしを守るため、関係機関や団体、地域住民との連携強化を図りながら、今後も継続的な施策の展開を図っていきます。特に釣り人マナー問題は、町外において悪化している事例が目立っており、町内の状況に注視しながら必要な対策を検討します。

単位施策2 交通安全対策の推進

【基本方針】

警察や交通安全推進委員会・交通安全協会・交通指導員会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全講話、交通安全教室を通じた啓発、カーブミラー、視線誘導標、スノーボールの設置、道路区画線の塗装など、ハード・ソフトの両面から、交通事故件数の減少、交通死亡事故ゼロをめざします。

【主な取組事業】

交通安全対策特別交付金事業
興部地区交通安全協会連合会運営事業
雄武町交通安全推進委員会補助事業
雄武町交通安全協会補助金

【現状（令和3年度末現在）】

関係機関と連携し、交通事故防止の啓発運動や区画線塗装やスノーボールの整備を行い、交通死亡事故ゼロの継続が図られています。令和3年7月31日に死亡事故ゼロ1500日を達成、新たな目標である2000日到達日が令和4年12月13日となっています。

【課題（令和3年度末現在）】

交通死亡事故ゼロ2000日の目標達成、さらには過去最高記録の更新（2207日（到達日：令和5年7月8日））も視野に入ってきており、関係機関と尚一層の連携強化を図り、啓発運動や巡視活動などを粘り強く展開していくことが重要となっています。

【評価結果】

交通指導員などによる日々の街頭啓発や、町長及び興部署長による啓発、枝幸町との合同啓発、雄武高校生の一日警察官など各種取組みによって、交通事故の減少及び交通死亡事故ゼロの継続につながっています。

【後期基本計画への方向性】

交通死亡事故ゼロ2000日、交通死亡事故ゼロ記録更新2207日の目標達成に向けて、このビジョンを町民及び関係団体、関係機関と共有し、地域一丸となって、より効果的な啓発運動を実施します。また、交通指導員の確保や関係団体の活性化を促進し、継続的な施策の展開を図っていきます。

基本施策 19 情報通信網の整備・充実

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
地域情報化の満足度	17.3%	6.9%	未達成	25%
町ホームページの年間アクセス件数	215,000 件	262,073件	達成	220,000 件

単位施策 1 地域情報化の推進

【基本方針】

高度情報通信基盤を適切に保守管理していくとともに、情報通信技術の都度の進化にあわせて、必要な更新投資の実施を検討していきます。無線LANなど、民間の情報通信基盤についても、公益的インフラという観点から、普及を促進していきます。また、町民が、高度情報通信技術を有効に活用していけるよう、情報教育を推進するとともに、IoT、AI、ビッグデータの先進的な活用動向にも注視していきます。

【主な取組事業】

雄武町地域情報化計画策定事業
 光通信設備等運営事業
 北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）推進事業
 雄武町公共ネットワーク整備事業

【現状（令和3年度末現在）】

町内全居住域に整備した情報通信基盤の適切な保守管理により、希望する全町民がインターネットを利用した多彩なサービスを利用することが可能となっています。また、テレビの難視聴地域についても解消が図られています。

【課題（令和3年度末現在）】

第5世代移動通信システム（5G）の整備に向けた情報収集に努め、他の地域に遅れることなく、移行を進めていかなければなりません。また、非居住地における携帯電話不感の解消も引き続き必要となっています。

【評価結果】

情報通信基盤の整備及び適切な管理により、町民生活の利便性の向上が図られています。

【後期基本計画への方向性】

第5世代移動通信システム（5G）への移行を見据えた情報収集を行うなど、情報通信技術の進化にあわせた対応が必要となっています。

単位施策2 行政情報化の推進

【基本方針】

情報セキュリティ対策を徹底しながら、雄武町公共ネットワーク（総合行政ネットワーク、地域公共ネットワーク、自治体情報セキュリティクラウド）やその他の情報システムを適切に保守管理していくとともに、更新時等にあわせて、個別システムの連携や統合を進めていきます。また、「マイナンバー」の適正な運用及び利活用、さらには「マイキープラットフォーム構想」への的確な対応を図ります。

【主な取組事業】

情報管理一元化事業

個人情報保護適正化事業

戸籍総合システム事業

住民基本台帳ネットワークシステム事業

【現状（令和3年度末現在）】

セキュリティ対策の面においては、令和3年度に情報セキュリティポリシーの改定及び特定個人情報に関する取り扱いマニュアルを策定し、さらなるセキュリティ対策の強化を図りました。また、各種行政システムの更新時において情報管理一元化を推進し、ネットワークを含む情報連携環境を整備し、最小の機器構成で効率的な運用を図っています。

【課題（令和3年度末現在）】

国は、令和3年9月にデジタル庁を発足させ、今後、強力に行政のデジタル化を進めていくものと考えられることから、それらの動きに対応できるよう、人材育成も含めた行政情報化の推進体制の整備が必要です。

【評価結果】

町の各種システムの一元化等により、事務の効率化や軽減が図られ、ひいては町民サービスの向上にもつながっています。また、セキュリティ対策についてもマニュアルを策定し、強化を図りました。

【後期基本計画への方向性】

各種システムの連携、統合及びセキュリティ対策の推進、さらにはマイナンバー制度への対応など、今後も引き続き行政情報化の推進に関する取組みを継続して実施する必要があります。

政策目標 5 連帯感を高める協働のまち・雄武

基本施策 20 町民主体のまちづくりの推進

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
自治会の世帯加入率	88.4% (H29.1.1 現在)	87.6%	未達成	100%
「広報おうむ」をいつも読んでいる世帯の割合	85.6%	84.3%	未達成	88%
各種委員会への公募委員の参加人数	7 人 (25～28 年度累積)	15人 (30～3年度累積)	達成	10 人 (30～4 年度累積)
実行委員会形式などによる町民主導イベントの数(※)	5(※)	0	未達成	7

※モガニまつり、産業観光まつり、うまいもんまつり、仮装盆踊り大会、屋台村

単位施策 1 地域づくり活動の促進

【基本方針】

自助・共助を基本に、防災、防犯、環境衛生、見守り、生活支援などの地域活動を展開し、地域力の維持・強化を図る自治会活動の一層の活性化に努めます。また、特定のテーマで、非営利公益的な活動を行う団体の育成を図るとともに、町民主導の地域づくりイベントに対する支援に努めていきます。

【主な取組事業】

ふるさと発信 C I 推進事業
自治会運営補助事業
雄武町自治会連合会補助事業
ふるさと夏まつり盆踊り大会補助事業（再掲）
産業観光まつり運営助成事業（再掲）
サンライズ王国運営助成事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

自治会については加入率向上が図られていませんが、自主防災組織の設置や環境整備を促進するため、補助制度を拡充したところであり、令和4年度から施行されます。町民主導イベントについては、新型コロナウイルス感染拡大防止を優先し、2年連続で中止の判断がなされています。

【課題（令和3年度末現在）】

新型コロナウイルス感染症は、ふれあい活動の中止など自治会運営にも影響を及ぼしており、地域コミュニティの維持や活動の再開が大きな課題となっています。町民主導イベントについても同様であり、イベント再開時期の見極めや、感染防止対策に万全を期した開催のあり方など、知恵をしばり工夫を凝らしながら協議・検討していく必要があります。

【評価結果】

自治会に対する支援は、特に「共助」の担い手となる自主防災組織の設置促進を主として、自治会連合会での意見交換や自治会長説明会を開催し、合意形成を図りながら制度設計を行いました。町民主導イベントに関しては、関係者による協議が行われたうえで、感染拡大防止を優先した判断により開催が見送られたものです。

【後期基本計画への方向性】

自治会活動の支援に関しては、拡充した補助制度の内容等についてより丁寧に説明し、自主防災組織設置や環境整備活動を具体的に呼びかけていきます。町民主導イベントの再開に向けては、感染防止対策と地域活性化の両面で総合的な判断が求められ、町として必要な支援策を講じていきます。

単位施策2 まちづくり情報の共有化

【基本方針】

広報おうむや町民向け予算書・決算書、雄武町ホームページ、職員による「ドコデモまちづくり講座」など、様々な広報・広聴手段を充実し、町民との情報共有を進め、町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声を的確に行政運営に反映していきます。また、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。

【主な取組事業】

- 町広報紙発行事業
- 住民向け財政情報開示事業
- まちづくり講座開催事業
- 町勢要覧発行事業

【現状（令和3年度末現在）】

行政情報の発信にあたっては、町広報紙、町公式ホームページ、地上デジタル放送のデータ放送、そして、SNSなど、多様な媒体を活用して町民に対する情報発信に努めています。また、町民向け予算書・決算書、職員による「ドコデモまちづくり講座」なども継続して実施しています。

【課題（令和3年度末現在）】

今後のデジタル社会において、SNSによる情報発信及び情報の共有化がより重要な位置をしめていくことが想定されることから、それに対応した取組が必要です。

【評価結果】

各種媒体を活用して行政情報を積極的に提供しているところであり、また町民の声を的確に行政運営に反映するように努めています。

【後期基本計画への方向性】

今後も引き続き、行政情報の積極的な提供が必要であり、SNSのさらなる活用も視野にいれながら、行政情報を分かりやすくタイムリーに伝えとともに、“町民の声”についても行政運営に的確に反映していく必要があります。

単位施策3 町民との協働体制の構築

【基本方針】

計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価などにあたっては、可能な限り、全町自治会長会議や町民からの政策公募、審議会等の委員公募、パブリックコメント、ワークショップ、ワールドカフェなど多様な手法により町民参画を進め、町民の理解・協力を得ながら企画・立案し、策定・制定後の協働の取り組みにつなげます。

【主な取組事業】

雄武町統計調査員協議会補助事業

まちづくり町民参画推進事業

学校支援活動推進事業

町広報紙発行事業（再掲）

住民向け財政情報開示事業（再掲）

まちづくり講座開催事業（再掲）

町勢要覧発行事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

公募による委員の選任等が可能な委員会や審議会については、町民から公募しています。また、町民からの政策公募の実施や全町自治会長会議による要望の把握に努め、施策に反映しているほか、パブリックコメントも実施しており、町民参画を進めています。

【課題（令和3年度末現在）】

委員会や審議会の委員の公募については一定数の応募がありますが、今後も応募を増やす取り組みを続けていく必要があります。また、政策公募については、政策提案等を容易にするため、提案書の事業費や積算内訳の項目を任意とすることで見直したものの、依然として少ない状況となっていることから、さらなる見直しについて検討する必要があります。

【評価結果】

公募委員制度については、一定数の応募がありましたが、政策提案は依然として少なく、効果は限定的であったものの、全町自治会長会議やパブリックコメントの実施による意見や要望の把握などにより、町民との協働体制が推進されています。

【後期基本計画への方向性】

今後も継続して、公募委員制度や政策公募制度を活用するとともに、全町自治会長会議やパブリックコメントの実施による意見や要望の把握などにより、町民との協働体制を推進する必要があります。

基本施策 21 多様な交流の促進

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
直近の1年間に外国人と交流した割合	10.1%	8.9%	未達成	15%
国際・地域間交流の満足度	10.8%	6.0%	未達成	15%
委員会等への女性の参画率	8.3% (27年度)	11.2%	未達成	13.2%
男女共同参画の満足度	10.6%	3.9%	未達成	20%

単位施策 1 国際交流・地域間交流の促進

【基本方針】

学校における外国語教育の充実のために配置している外国語指導助手（ALT）の増員・活用や、新たな制度による外国人技能実習生の受入れなどとともに、文化芸術活動や、スポーツ活動、産業振興などでの多様な国際交流を進めます。地域間交流については、既存の交流活動を継承・拡充するとともに、文化・スポーツ合宿招致の検討、地域資源を活かした新たな交流の拡大を働きかけていきます。

【主な取組事業】

地域間交流推進事業

姉妹都市提携調査検討事業

外国人技能実習生交流事業

移住促進対策事業（再掲）

語学指導を行う外国青年招致事業（再掲）

武雄市児童交流事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

国際交流については、外国語指導助手を1名増員し、小中学校以外にも雄武高校生徒や保育所児童との交流が実施されているほか、外国人技能実習生による一部地域での町民との交流や地域貢献活動も実施されています。また、地域間交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、3年度において、中止又は事業を縮小するなどして実施しています。

【課題（令和3年度末現在）】

国際交流については、子どもたちのグローバルな人材育成を図る上で、最も有効な施策であることから、調査検討を進めるとともに、地域産業にとって貴重な人材である外国人技能実習生と町民との交流の場を創出する必要があります。また、地域間交流については、コロナ禍においても実施が可能な交流方法の拡大を検討するほか、お試し暮らし制度や地域おこし協力隊制度の活用による新たな交流の創出を積極的に図る必要があります。

【評価結果】

国際交流・地域間交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度・3年度において、中止又は事業縮小を余儀なくされましたが、コロナ禍に対応した手法により事業を一部継続し、多様な交流の推進を図ることができました。

【後期基本計画への方向性】

今後も、国際交流や地域間交流の多様な交流を推進していく必要があることから、コロナ禍においても実施が可能な交流方法の拡大も検討していきます。また、国際交流は、子どもたちのグローバルな人材育成を図る上で最も有効な施策であることから、調査検討を進めていく必要があります。

単位施策2 男女共同参画の推進

【基本方針】

男女共同参画に関する意識啓発や、男女がともに働きやすい条件整備を働きかけるとともに、関係機関との連携のもと、ドメスティックバイオレンスに対する適切な相談や対応に努めます。また、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを通じて、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていきます。

【主な取組事業】

なし

【現状（令和3年度末現在）】

男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、日本は156か国中120位（2021年）と、先進国の中で最低レベルであり、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となるなど、男女共同参画に対する意識は低く、雄武町においても男女共同参画が広く認識されているとは言えない状況にあります。

【課題（令和3年度末現在）】

男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを進め、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていく必要があります。

【評価結果】

具体的な施策もない状況にあり、目立った進展は特にありません。

【後期基本計画への方向性】

今後は、積極的に男女共同参画に関する意識啓発を図る必要があると考えます。特に各種委員会委員の女性委員の割合をもっと高めていかなければなりません。

基本施策 22 効果的・効率的な行政経営

【基本施策指標】

項 目	平成28年度実績	令和3年度実績	達成状況	令和4年度目標
スクラップ＆ビルドを実施した事務事業数	—	0事務事業 (30～3年度)	未達成	10 事務事業 (30～4 年度)
人事評価制度に基づく人事管理の推進	制度導入	給与への反映	未達成	人事管理の推進
財政状況の町民周知回数	2 回/年	2 回/年	達成	2 回/年
地方税収納率	96.5%	98.2%	達成	97.0%

単位施策 1 計画行政の推進

【基本方針】

本総合計画や各種分野別計画をP D C Aサイクルにより進行管理しながら、政策・施策・事業を着実に推進していきます。行政評価は、町民や学識経験者による多角的な視点を取り入れるため、外部評価の実施を継続検討していきます。

【主な取組事業】

雄武町基本調査実施事業
 第6期雄武町総合計画等策定事業（総合戦略・後期計画）
 広域連携推進事業
 固定資産税支援システム更新（整備）事業
 職員住宅改修事業
 役場庁舎備品更新事業
 街路灯L E D化整備事業
 雄武町民間賃貸住宅建設促進事業
 車両運行業務民間委託事業
 議会活性化事業

【現状（令和3年度末現在）】

事務事業評価の実施により、P D C Aサイクルを確立するとともに、総合計画実施計画のローリングにより、次年度予算の財源対策も含めた検証を行い、計画的な行政運営を行っています。なお、行政評価については、内部評価で実施し、パブリックコメントを実施しています。

【課題（令和3年度末現在）】

行政評価の評価水準を高めることが必要であります。町民や学識経験者による多角的な視点を取り入れるための外部評価の実施については、人材の確保や日程的にも課題が多いことから、他の手法も検討する必要があります。

【評価結果】

事務事業評価の実施により、PDCAサイクルを確立するとともに、総合計画実施計画のローリングにより、次年度予算の財源対策も含めた検証を行い、計画的な行政運営が図られています。

【後期基本計画への方向性】

町民や学識経験者による多角的な視点を取り入れるための外部評価による行政評価の実施については、人材の確保や日程的にも課題が多いことから、当面、パブリックコメントの実施により、町民の意見を反映しながら、計画的な行政運営を図っていく必要があります。

単位施策2 職員の活性化

【基本方針】

総合計画の目標体系に沿った、最少経費で最大の効果をあげられる効率的な行政組織体制づくりを継続するとともに、各所管課等で抱える問題やその対応について役場全体で情報共有し、町民サービスに反映していくため、行政機構の改善に努めます。また、職員が常に前向きに考え、行動し、町民との信頼関係を築きながら、職責を全うできるよう、基幹産業研修や各種実務研修の機会を充実させるとともに、明確な人材の採用・育成計画のもと、人事評価制度の導入によって職員の資質の一層の向上を図り、能力と業績を最大限に引き出す人事マネジメントを推進していきます。

【主な取組事業】

建設技術職員養成奨学金貸付事業

人事管理適正化事業

職員研修事業

【現状（令和3年度末現在）】

職員の資質や能力の向上を目的に、各種研修への職員派遣や庁内研修を実施し、働き方改革にもつながる勤怠管理システムやテレワークを導入し、さらに一部組織の改編も行いました。また、人材育成を目的とした人事評価制度については、令和4年1月1日の定期昇給時から評価結果を給与へ反映させています。

【課題（令和3年度末現在）】

職員の資質や能力のさらなる向上を図り、能力と業績を最大限に引き出す人事マネジメントの推進が必要です。また、働き方改革や職場環境の改善、メンタルヘルス対策などにも積極的に取り組んでいく必要があります。

【評価結果】

各種研修への職員派遣、職場環境の改善に資する全職員を対象とした庁内研修も開催するなど、職員の資質や能力の向上を図るための事業を推進することができていると判断します。

【後期基本計画への方向性】

地方公務員法や雄武町人材育成基本方針にも「研修」が明記されており、今後も職員の資質向上による効率的・効果的な行政運営を図るためにも、本事業を継続して実施していく必要があります。また、働き方改革や職場環境の改善、メンタルヘルス対策などにも積極的に取り組んでいく必要があります。

単位施策3 公共施設の適切な管理

【基本方針】

公共施設等総合管理計画や部門ごとの個別計画に基づき、公共施設の整備・更新、長寿命化のための改修・補修に努めるとともに、時勢のニーズに対応するための転用、施設運営の休止・廃止、民間活力の活用などについて検討を進めていきます。

【主な取組事業】

- 町有施設整備事業
- 町民センター施設整備事業
- 体育施設整備事業
- 社会体育施設委託業務事業
- 職員住宅改修工事（再掲）
- 役場庁舎備品更新工事（再掲）
- 街路灯LED化整備工事（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

公共施設の長寿命化のための調査や延命化のための修繕は行っていますが、機能統合等による施設数の削減には至っていません。季節利用される社会体育施設については、民間委託により適切かつ効率的な維持管理が図られています。

【課題（令和3年度末現在）】

行政資源を有効かつ効率的に活用するため、老朽化施設の改修、修繕、設備の更新などと合わせ、施設の転用や統廃合を計画的に進めることが求められています。

【評価結果】

事務事業評価の実施、総合計画実施計画のローリング等により計画的に改修・整備を進めるとともに、施設管理に民間活力を活用しています。

【後期基本計画への方向性】

基本方針では現状維持ではありますが、今後も施設の必要性の判断や活用方法の見直しを行い、長寿命化とコスト削減を進める必要があります。

単位施策 4 財政の安定化

【基本方針】

税の収納対策の強化（クレジット収納の導入など）、国・道等による補助金等の有効活用、ふるさと応援寄附など新たな財源の積極的な開拓により、歳入の確保を図るとともに、事務事業の推進・評価・見直しと予算編成作業が連携した行政評価システムを適切に運用しながら、歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な財政運営を推進していきます。また、町民向けの分かりやすい財政状況の説明資料を作成し、定期的に公表・説明していきます。

【主な取組事業】

ふるさと応援事業

公会計整備事業

エルタックス（地方税ポータルシステム）推進事業

町税等収納率向上対策事業

住民向け財政情報開示事業（再掲）

【現状（令和3年度末現在）】

事務事業の評価・見直しと予算編成作業が連携した行政評価システムを適切に運用しながら、財政計画を指針として歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な行政運営を図っています。また、歳入面では、国・北海道等による補助金の有効活用のほか、ふるさと納税の効果により自主財源の確保を図っています。

【課題（令和3年度末現在）】

町税等における未納者対策の強化により収納率の向上が図られてきていますが、さらに納税者の利便性向上のためのコンビニ収納などの環境整備を進めていく必要があります。また、ふるさと納税については、寄附金額を増額するための取組みを積極的に進めながら自主財源の確保に努め、中長期的に健全で持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

【評価結果】

ふるさと応援寄附金の増額による自主財源の確保及び財政の安定化により、効果的かつ効率的な行政運営が図られています。また、財政状況については、各種の媒体を活用し、町民に周知・公表することができています。

【後期基本計画への方向性】

効率的かつ効果的な行政運営を進めていくため、引き続き財政の安定化を図っていく必要があります。また、ふるさと納税については、寄附金額を増額するための取組みを積極的に進めながら自主財源の確保に努めていく必要があります。